

平成26年白浜町議会第3回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成26年9月11日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成26年9月11日 9時31分

1. 閉 議 平成26年9月11日 16時32分

1. 散 会 平成26年9月11日 16時32分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳 明 事務主査 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総務課長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広		

1. 議事日程

日程第1 一般質問
追加日程第2 会議録署名議員指名について

1. 会議に付した事件

日程第1 から追加日程第2

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成26年第3回定例会3日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問4名を予定しております。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いでいただいで結構かと思ひます。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

7番 水上君の一般質問を許可します。水上君の質問は、一問一答形式です。
まず、環境施策についての質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

7番、水上です。おはようございます。どうかよろしく申し上げます。

議長のお許しをいただきました。一般質問をさせていただきます。

その前に、この13日には、空の日フェスタが開催されると。そして、14日からは、デスティネーションキャンペーンのオープニングイベントが白浜町をスタートということで開催されます。この間、町内会からも、こういうデスティネーションキャンペーンについてのお知らせが各戸入っておりますし、何とかみんなで、官民挙げて盛り上げていきたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

最初に、環境施策についてお尋ねいたします。まず、小型家電リサイクルについてですが、小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機などの使用済み小型電子機器などの再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての、廃棄物処理業の許可などに関する特例などについて定められ、平成25年4月から使用済み小型電子機器などの再資源化の促進に関する法律が施行されています。

使用済み電子機器小型家電の回収を行い、資源価値の高い貴金属、レアメタル、ベースメタルなどの再資源化を国が推進しています。

しかし、全国ではまだまだ市町村で資源として十分に回収されていない状況にあると聞きます。小型電子機器などが使用済みとなった場合には、その相当部分が一般廃棄物として処分されており、その場合に、回収されている物は、鉄やアルミニウムなど一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋め立て処分されているところで、廃棄物の最終処分量の削減や、有害物質が適正に処理されることによる環境管理の改善の観点、資源採掘時の環境負荷低減の観点、資源確保の観点から使用済み電子機器などの再資源化の促進が求められています。

白浜町の現状はいかがでしょうか、伺います。

○議 長

答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。

それでは、ただいま水上議員からご質問いただきました小型家電リサイクルについての、白浜町の現状はいかがか、取り組みはいかがかということでご質問いただきました。

使用済み小型家電のリサイクルに関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、高機能化と普及が著しい電気電子機器類につきましては、その製品に資源価値の高いベースメタルや貴金属、あるいはレアメタルなどの有用金属を多く含んでいるにもかかわらず、使用済みとなった場合、その相当部分が一般廃棄物として、全国的には市町村で処分されており

ます。その場合に回収されているものは、鉄やアルミニウム等一部の金属にとどまり、金や銅などの金属は大部分が埋め立て処分されている現状がみられます。

最終処分埋め立て量の削減を含む廃棄物の適正な処理と、資源の有効な利用の確保を図ることを目的として、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法、これが平成25年4月に施行され、各自治体の積極的な取り組みが要請されているところであります。

当町では町におきまして、直接回収収集は行っておりませんが、収集処理の現状などの詳細につきましては、担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

おはようございます。

小型家電リサイクル法に対する町の現状について、ご説明申し上げます。

使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる小型家電リサイクル法第5条に、地方公共団体の責務が規定されております。第1項に「市町村は、その区域内における使用済み小型電子機器等を分別して収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済み小型電子機器等を第10条第3項の認定を受けた者、その他使用済み小型電子機器等の再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならない」と規定されております。

一方、この法律施行の背景には、資源の有効な利用の確保と併せて、廃棄物の最終処分場への埋め立て量の削減を含む廃棄物の適正な処理という側面がございます。

現在白浜町では、町が直接分別収集するのではなく、町の一般廃棄物処理業の許可業者が収集し、手解体等で行い、その性状や品質にあわせ、それぞれ鉄・非鉄金属問屋等に納めている現状であります。

白浜町としましては、法施行前から、分別品目としまして、独自ルートで再資源化を実施しているところがございます。よって、それらのものを最終処分場へ直接の埋め立てはしていないという現状でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

国では、1年間に発生する使用済み小型電子機器などは、65万1,000トンであり、そのうち有用金属は27万9,000トン。金額換算すると844億円になると推計され、資源の回収及び有効利用などの必要性から、このような状況の中、小型家電リサイクル法が施行され、市町村の積極的な取り組みが要請されているのかと思います。

白浜町の現状で、この回収から有償売却できるものがあるとしてどのぐらいの試算になるのか、また新たなリサイクル回収にかかる経費としても、どのぐらいの試算になるのかお尋ねいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

町内での使用済み小型家電の有用金属を金額換算した試算は、現在のところございません。

また、小型家電の回収経費につきましては、国が作成したガイドラインの中で試算例が示されておりすけれども、市町村や生活圏によっては、試算から1桁程度の違いがあらわれる可能性があるというような注記がございます。

また回収方法や、そのまた頻度などによって当然費用も違ってまいりますので、現時点で、町としての試算というものは行ってございません。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

回収品目などによって、確かにそういう試算もしにくい。今の現時点ではしにくいかと思いますが、和歌山県内では、和歌山市、紀の川市、湯浅町、そして田辺市も今年4月から独自の回収方法でリサイクルを行っていると聞いています。

他の市町村の情報と、白浜町では今後どのように取り組みをしていくのか伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

現在、議員からご指摘がありましたように、県内では和歌山市、紀の川市、湯浅町、お隣の田辺市、そして岩出市も今年7月から使用済み家電の回収を行っていると考えています。

先ほども答弁させていただきましたが、現在は、町の一般廃棄物処理業の許可業者が収集し、手解体等でその性状や品質にあわせて、それぞれ鉄・非鉄金属問屋に納めているような現状でもございます。白浜町では、施行前から分別品目として独自ルートで再資源化を実施しているところであります。

ただ、現状の分別・中間処理方法では、小型家電リサイクル法の基準をすべて満たしているというところまではいっていないというのが事実でございます。

今後、町が直接回収をするのか。その場合、回収方法はどのようなのか。専用ボックスを置いて拠点回収をするのか。現在の資源ごみの日を利用するのか。量的なことも考慮して、年数回の回収とするのか等々、いろいろな方法がございます。

また、町で直接回収・引き渡しとなると、ご指摘のあったように体制の問題や経費の問題、それから一時保管するストックヤードの課題等もございます。

この使用済み小型家電の取り扱いにつきましては、当面は現状の町の一般廃棄物処理業の許可業者で収集・処理という体制を維持しながらも、町として循環型社会の構築とあわせて、よりよい資源の有効利用推進のためにも、調査・研究をしてまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

環境省と経済産業省では、平成20年度からレアメタルリサイクルモデル事業を実施し、まずは全国3地域で、小型家電のリサイクルの検証をされ、平成25年5月に全国1, 742の自治体に行ったアンケート調査では、回収を実施していると既に答えたのは341の自

治体、実施に向けて調査中は294の自治体で、前向きに対応されています。しかし、回収体制や財政的な面から実施が難しいと回答した自治体があるという報告もあります。

現在では、この法が執行されたことによって、環境省は金や銅・レアメタルといった有用金属の再資源化や埋め立て処分の削減のため、平成25年度より小型家電の回収を行う市町村に対し、改修計画づくりのための費用も支援する。実証事業として、回収ボックス、PRのぼり、広報チラシの現物支給を行うと聞いています。

小型家電リサイクルとは、先ほどから説明させていただいておりますし、課長のご答弁の中にもありますが、資源の有効活用や最終処分場の延命などが目的で、白浜町では、これまで回収や再資源化の町独自のしくみはなく、大半が不燃物として埋め立て処分され、また事業所によつての分別だということを、先ほど報告を聞きました。

住民の中には、資源再生への意識の高い方も多く、白浜町が目指す循環型社会の形成を図るためには、町民、事業者の協力のもと、白浜町の実情に合った回収方法や体制、経費の負担、課題もあるかと思いますが、住民への周知も含め、資源の乏しい日本では、有用資源の再利用はしていかなければならないと考えます。

白浜町でも実施計画を策定し、取り組んでいかなければならないのではないかと思います。まずは、回収方法を決め、役場や支所などへの公共施設への回収ボックスの設置と、広報による住民への周知などから始め、収集事業者や再資源化事業者などの協力を得て、国の支援があるときに、まず立ち上げてはどうかと提案いたします。

お考えをお伺いいたします。町長のお考えも、後ほどお願いいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほど、議員からもありましたけれども、埋め立て処分というのは、白浜町はほとんどしておりません。ですので、町が直接、収集はしておりませんが、許可業者のほうでそういう分別回収をして処理ということはしていただいております。

議員、ご指摘のように、そういった補助金があるときにということで、町も、先ほども言いましたけれども、近隣の田辺市さんも、この4月からやっておりますので、そういったところの事情というか、現状とか、いろんなことをお聞きしまして、前向きに検討していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、この小型家電のリサイクルについての白浜町の取り組みを、今後も報告を待ちたいと思っておりますし、やはり国の施策の中での、この意向は十分理解していただいているかと思っておりますので、白浜町の今後の実施計画・策定を待ちたいと思っております。

次に、環境基本計画からの質問をさせていただきます。

生活排水の放流先海域の水質調査で、これですよ。白浜海域では12カ所、15項目、日置川海域では9カ所、8項目、調査されていますが、年度別で、大腸菌の数が大幅に高くなることもあり、安定した良好な水質環境を保つことが難しくなっていると報告があります。白良浜の調査結果も、場所によつての悪化との報告もあります。

理由と対策について伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

議員より、環境基本計画の中から、まず海水の水質調査等についてのご質問でございます。

白浜町では、毎年、生活排水の実態を調べるために、河川、海域、それから工場、飲料水供給施設などの水質調査を行ってございます。

議員ご指摘のとおり、昨年度の調査結果によりますと、環境基準に対して、不適合の箇所がございました。年度別では、大腸菌群数が大幅に高くなるという箇所もございます。以前に比べると、安定した良好な水質環境を保つことが難しくなっているというふうにおさえております。

理由としましては、さまざまな要因があると思われましても、工場や事業所からの排水などによるもののほか、住宅が増加したことによります排水の増加、それからまた、大雨による漂着ごみの堆積、下水道や合併浄化槽の未接続。それから、不良浄化槽からの排水などが考えられると思います。特に、下水道や浄化槽等が整備されていないところでは、汚水がそのまま河川や海域に流れ込み、水質汚濁の原因となっていると思われまします。

これらの対策といたしましては、まず町民一人一人が排水処理について意識的に努力していただかなければならないことから、合併浄化槽の設置や、それから点検整備の啓発活動、それから、下水道のつなぎ込みの推進、海や川の一斉清掃の実施。また定期的な海岸清掃など、引き続いて町をきれいにし、汚水の負荷をできるだけ低減させる取り組みを続けていきたいと考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

水の浄化に何年もかかるかと思えます。米のとぎ汁、コップ1杯の浄化に約200リットルの水が要ると環境フェアで学びました。驚きました。

今、私たち住民ができること、しなければならないこと。また、早いうちの対策が必要ではないかと思えます。

先ほど、課長のほうからたくさんの方策について伺いました。広報をして、住民にこの状態を周知して、皆さんの協力を仰いでいただきたい。やはり大切な白良浜また日置川海域、富田川、このことについては、みんなが協力した中で、この水の浄化に取り組んでいかなければならないと思えます。

次に、ゴミの収集については何年も前から提言していいますが、極小道路や坂道のある住宅地への小型収集車の導入について、収集業務現場担当者は実情をよくご存じですから、住民の声も痛みもわかっていただいています。

数年前、現場も一緒に見ていただきました。なぜ対応できないのか伺います。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

道路の狭小の部分ということですが、ごみのステーションの位置につきましては、

現在も地元の自治会のほうとも相談させていただきながら、町として可能な範囲で対応はさせていただいているところでございます。

ご指摘いただいているところは、収集車が通行できない道路であります。ですので、町で収集をするとしても、今現在は、小型の収集車がないということで、また新たなごみのステーションをふやして、通常収集するという形はとれないと考えます。そういった収集車が通行できない地域の、特にごみ出しが困難な高齢者の方や、障害をお持ちの方への対応につきましては、個別に対応をせざるを得ないのかなというふうに思います。ただ、こうなると、ご指摘のいただいた地区だけにとどまらず、町内には同じような状況でご苦労されている方もおられると推測されます。

町全体として、ごみ出しが困難な高齢者の方や障害をお持ちの方に対しての、どのような方策で改善が図れるのかということ、以前、関係課で検討したこともございますけれども、実際のところ実施には至っていないという経過もございます。しかしながら、再度、関係課で協議をいたしまして、一定の方針を導き出しまして、その上で、例えば、湯崎地区でもいいんですけども、モデル的な取り組みができないかも含めて検討をしてみたいと考えております。

もう少し研究する時間をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

今、課長の答弁の中に出ましたが、私、ごみステーションが遠い方とか、また収集車が入らない箇所、そして、坂道での収集ができていない箇所など、どのくらいごみ出し困難者がいるのか。まずは把握ができているのかという質問をさせていただこうと思ったのですが。

そして、数年前にも要望しまして、確認もさせていただきましたが、体のご不自由な方や、どうしてもごみ出しの無理なお年寄り、そして、病中・病後の方などへの個別収集はできているのか。以前に質問させていただきました。

今、課長の答弁からは、もう少し時間をいただきたい。協議をしますという答弁をいただきました。ぜひ、この辺はよろしく願います。

前にも紹介したんです。お年寄りの方が、手押し車に乗せてごみ出しに行きますでしょう。小一時間かかると言いますよ。もうその方いらっしゃるんですけども、本当にそういうご苦労をされて、毎日の生活のことですから、そういう意見もくみ取っていただきたいと思います。

それでは、次の質問にまいります。

町では、公用車の省燃費低公害車の導入を推進されていますが、全国で約60の自治体で導入されている施策ですが、住民へのエネルギー・エコカー導入費の補助事業を白浜町でも導入できないか、提言したいと思います。いかがでしょうか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

省燃費低公害車導入に対する、白浜町独自の補助制度導入ということでございます。

環境基本計画にもありますように、公用車につきましては、総務課とも相談しながらです

けれども、順次、省燃費型の低公害車に買いかえていきまして、計画最終年度となる平成35年度には、日標の25台ということ達成していきたいと考えております。

議員ご指摘の自治体による住民のエコカー購入に対する補助制度ですけれども、確かに電気自動車、低公害車を購入促進には有効策の1つであると考えます。しかしながら、現在の白浜町の財政面の負担が非常に大きくなってきますので、白浜町独自の補助制度の導入ということは、現在のところ考えてございませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

平成23年に、県の地域グリーンニューディール基金事業で、椿はなの湯に電気自動車用急速充電器が設置されまして、平成24年度には342回、使用時間157時間の利用報告があります。この経費はどのぐらいかかるのでしょうか。また、町内に、今後、高速道路の開通もあります。増設される意向はありますか。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

経費については、今資料を持ってないので申しわけないです。また、後ほどお答えいたします。

今後そういった充電器の場所ですけれども、確かに、この高速の開通等で、今後車の需要が多くなってくると思いますので、そういったところは、状況を見ながらやっていきたいなというふうに考えております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、EVの電気自動車の充電器の設置のところ、もう1つ、白浜町の中では、フィッシャーマンズワーフの湯崎のところにも設置されておりますので、これからもふえていくと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

実は、そのフィッシャーマンに設置されるというのは聞いたんですが、私、現認してないんです。この質問をする前にホームページを見たんですね。フィッシャーマンの。それで、施設図があるんですが、そのどこにもちょっと見つけられなかったんですね。そういう対応ができているのであれば、やはりそういうホームページの中でも、その辺を情報として出させていただくほうがよいかなと思います。

それでは次に、道路のバリアフリー化における安全設計はもとより、道路の修復によるアスファルトの上乗せ、上乗せで、道路側面との段差が生じています。自転車などは道路の端にハンドルを取られたり、歩道のない所では歩行者も危険です。またその段差によって、民家に雨水が流れ込み、インフラ整備についてはバリアフリーの実現と基本計画にあるように、全ての住民の生活環境の向上を図っていただくには、この基本計画にとどまらず、早急

な実施計画を策定していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

町道の維持補修において、既設の舗装面にアスファルト合材を上乗せするオーバーレイという施工が多々あります。工事の際、路肩部分ではできるだけ段差が生じないようにすりつけるようには施工しておりますが、どうしても多少の段差が生じ、議員ご指摘のように、自転車や歩行者にとって、危険な場所があると思っております。

今回、環境基本計画では、道路のバリアフリー化という取り組みの中で、道路の整備点検とともに、道路の移動円滑化整備ガイドラインの基準を用いて、歩行者などに配慮した安全な設計を行い、今後も歩道の改修や新設につきましては、このガイドラインに沿った整備に努めていきたいと考えております。

また、基本計画にとどまらず実施計画の策定をとということですが、道路に関しては、まず危険箇所の把握に努め、危険度の高いところから、順次改修していきたいと思えます。また、各地区から道路の補修要望がたくさん挙がってきております。今回の9月補正でお願いしております道路維持費で、住民の皆様の生活環境向上のため、また事故を防ぐための早急な対策を行いたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。整備、点検をしていただき、より安全な道路政策をしていただきたいと思います。

それでは、これで環境施策について終わります。

○議 長

先ほど、質問が漏れておりますので。

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

すみません。先ほど、椿はなの湯の実績ということで、25年度ですけれども、メンテナンス費用は要っておりません。ただ、電気代のほうが26万9,718円、年間です。その内9万9,000円が、県から補助をいただいております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

はい、わかりました。それでは、環境施策については終わります。

○議 長

では、1番の環境施策についての質問は終わりました。

次に、2点目の若者・子育て支援の質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

次に、若者・子育て支援について伺います。最初に、児童生徒の様子について伺いたいと

思います。

平成25年いじめ防止対策推進法の施行を受けて、県では、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであると説明し、和歌山県いじめ防止基本計画が、今年3月に策定されています。

これを受けての対処、また子どもたちからのSOSはないか。実態はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

はじめに、いじめ防止対策推進法の施行を受けて、白浜町の対応についてお答えをいたします。

白浜町教育委員会でも、和歌山県教育委員会が、平成26年1月に出した学校いじめ防止基本法作成の手引きを参考にいたしまして、白浜町いじめ防止基本法を平成26年、この3月に策定いたしました。

白浜町各小中学校も並行して、いじめ防止基本方針を策定し、本年度4月よりそれぞれの方針に従って、学校運営を進めていくところでございます。

また、子どもたちからのSOS、すなわち訴えでございませぬけれども、現在のところ、その訴えはございませぬ。

しかし、言うまでもなく、対人関係のトラブル等は、やっぱり日々各校で出ておることは事実でございませぬ。それらにつきましては、早期対応、そして早期解決、日々アンテナを高くしながら、その対応を図っているというところでございませぬ。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

県では、学校評価にいじめなどの隠蔽がないか。また、その事実に向き合い対処する学校を評価すると言っています。白浜町でも同じだと思いますが。

白浜町では、もう二十数年前から、ふれあいルームの定例会や、年に2回の拡大会議で教育委員会、学校、保育所、民生主任児童委員、地域、町、青少年センター、児童相談所の皆さんが、情報交換し、連携した取り組みで児童・生徒にかかわる事案の問題解決に取り組んでいただいています。昼夜を問わず子どもたちに向き合っていただいている方々がいらっしゃいます。頭の下がる思いです。

さて、平成24年に、田辺市内でいじめが1つの要因で自殺を図った15歳の中学1年生の悲しい事件がありました。今もなお入院されているとのことで、ご家族のご心労はいかばかりかとお察しいたします。何と申し上げて。涙出てくる、ちょっと待って。何と申し上げてよいのか言葉もありません。

田辺市が設置した第三者委員会がいじめを含む複合要因で自殺を決意したとの報告書を提出したことを受け、いじめを許さない社会を目指すとして、田辺市はことし6月にいじめの防止などに関する条例を議会で可決し、制定されました。

ご家族は、条例の可決は一步前進だと思うが、もっと早くいじめ対策を整備していれば、息子の自殺未遂は防げたはず。その点の反省を抜きにした条例には、単純に喜べないとコメ

ントをされています。

悲しい結果の末の制定ですから、もっと未然にとのご家族の声は痛いほどわかります。白浜町でも、このご家族の思いをいただいて、未然に防がなければならない。なかなか表に出てきにくいいじめ問題に向き合うために、田辺市と同じくしていじめ防止条例の制定を提言したいが、いかがでしょうか。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

田辺市がいじめに対する条例を制定したということは、私どもも知っておるわけですが、県下に先駆けて、あのような大きな自殺未遂事件がありましたので、それはそういう状況で進めていくと思います。

今、私ども白浜町につきましては、教育委員会では制定をどうしていくか、条例をどう制定していくかにつきましては、今のところまだ、考えておらないところでございます。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

条例の制定による、いち早い対策、対処ができると思います。ぜひ研究していただきたい。制定するのは、もうだれも反対しませんよ。もうぜひお願いしたいと思います。

児童・生徒は、家庭や学校・地域の中で育ち、どの子どもも例外なく健やかな成長を願いますが、教育委員会では2年前に、不登校児童・生徒数は横ばいで、小学生が若干ふえていると報告されました。この現状と、また児童虐待などのケースはないか伺います。

○議 長
番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

町内の小中学校における不登校児童の生徒数の現状でありますけれども、議員も言われましたように、昨年度ですか、横ばい状況であると。一昨年ですか。それから、調べましても、現在もその数の変動というんですか、大きな差はございません。横ばい状態であるかと思えます。

やっぱりこれには、スクールカウンセラー、それからソーシャルワーカー、ふれあいルーム、そして各学校の教育相談、こういう力の果たす役割というのは非常に大きいんだと、このように考えております。

また、児童虐待への対応ですけれども、教育委員会が把握しているケースにつきましては、昨年度、学校からのネグレクトの情報が1件ありました。しかし、早期に、学校、教育委員会、ふれあいルーム、児相、それから民生委員、民生児童委員等々の連携した対応によりまして、問題解決に当たって、通告までには至っていないという状況でございます。

今後も各校、各園で児童虐待への対応については、関係機関と連携しながら迅速に取り組みたいと、このように考えております。

○議 長
7番 水上君（登壇）

○7 番

今、実際、不登校の状況を報告いただきました。差し障りなければ、児童・生徒の不登校数ですね。ここ、随分前なんですけど、全国の不登校の全国大会を誘致したことがあります。1,000人規模の大会でして、やはり胸を痛めている関係者がたくさんこの白浜に集いました。

実際、やはりそういう現状を私たちは知っていかなければならないと思います。教育委員会の施策に反映していただくには、やはり私たち議会も、その辺、実態把握をしておきたいと思います。いかがでしょうか。横ばいという報告だけでは、ちょっとわかりません。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

すみません。資料を持ってきたように思うんですけども、ちょっと今、手元にございませので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

数年来、そうですね。私が子育てするときにもあったんですが、育児放棄という事案もあったんですがね。この辺は、最近いかがなんでしょうか。お尋ねいたします。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

まず、先に先ほど質問ありました件数なんですけれども、30日以上の不登校児童・生徒の数でございます。今年度は、まだ26年はまだ1学期ですので、11名という数でございますけれども、25年が28、24年が29、23年が31と、こういう数字が挙がっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

教育長、ありがとうございます。

それでですね。この人数、わかったんです。児童・生徒となりますと、これはどうなんでしょう。この内訳としては。やっぱり、どの年齢層が一番高いのか。どこに教育の視点を置くのかということも参考になりますので、ちょっとできたら小中の内訳を教えてください。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

どうしてもやっぱり接続の時期というんですか。中1ギャップ等々の言葉がありますけれども、小学校から中学校へ入っていく。その中学校1年生の時期に、やはり多いと、このように言われております。また、中学校から高校へ行く。そのときにもやっぱり高等学校の1年生に不登校や中途退学や、そういう数が多いと。もちろん幼稚園、保育所から小学校1年生に入るときにも、少しやっぱり子どもたちの精神的な動揺も含めて、環境が変わりますので、いろんな諸問題が生じております。

子どもの小学校と中学校の比ですけれども、今年度は11名ですけど、今のところは11名です。小学校が4名、中学校が7名。25年度は、小学校が9名、中学校19名。24年度が、小学校が11名で18名と。中学校がやっぱりこの1年生を中心にしながら多いと。しかし、前回の議員が言われたように、24年度は少し小学生が多くなってきたと。こういう状況でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

先ほど、ちょっと育児放棄についても伺いました。実態はいかがでしょう。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

今、手元に具体的な数字とかはないんですけども、ここ数年で出産後、ちょっともう育てられないかなというお母さんがあったときは、乳児院への措置ということもありました。

普段でしたら、各保育園の地域周りの先生方が気になるところは声かけをして、拠点の広場へ来ていただくとか、何らかの接触を持つようにしております。

後は、お母さんにちょっと支援が必要かなってというような方がいるときには、福祉系の障害担当の者とかも一緒になって、ケース開示するなりして対応しております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、不登校の現状を細かくご報告いただきました。

教育長の説明の中で、環境が変わる時期というのは、今、伺ったわけですが、そのほかに、この子どもたちが不登校になってしまう、その抱えた問題としては、どういうことが要因になっているのでしょうか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

それぞれ子どもたちの発達の状況というのは、環境によって違いますので、一概になかなかひとことで言うことは難しいかと、こう思うんですけども、やはり、環境変化にどう対応していくのか。そのあたりの対応、変化に対する心構え、さらには、それについての家族の支援であったり、それから仲間づくりであったり、そういうものでやっぱりカバーしていなくてならんと思います。一概に、このような環境でこうやということは、なかなか言えないかなと。いろんな複合的な要因があるように考えます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

わかりました。

やはり子どもたちの心に、いろいろ抱えた問題があるのかと思いますけれども、やはり危惧するのは、子ども同士の関係であるとか、それから、先生との関係であるとか、もちろん

送り出してもらえ家庭環境、子どもたちが日々抱えた問題などもあるのかも知れませんが、やはりそういうところをいち早くキャッチしていただいた中で、対応はしていただいているのだと思います。

今、人数も報告ありましたけれども、今年度でもう11名ということですから。これが、年度末までには、1人でも2人でも学校へ行けるように、そういう対策を、また何とかとれないものかと思えます。

それでは、これで児童・生徒の様子については終わります。

次に、学童保育についてお尋ねします。過去に幾度と質問させていただいています学童保育の設置要件について、重複しますが、今一度教育委員会の見解を伺います。

平成10年より学童保育は、児童福祉法と社会福祉事業法に位置づけ、「放課後児童健全育成事業として国と地方自治体が児童の育成に責任を負う」と、児童福祉法にはっきりと明記されています。また、さらに平成13年、厚労省が、仕事と子育て両立支援について、学童クラブの対象を4年生以上の子どもも積極的に受け入れるように通知されていて、全国では自治体による全ての児童を対象として、学童保育を運営されている所もございます。

今回の質問も、この白浜町内では、仕事を持つ共働き世帯や働く女性の多い観光の町の地域性があります。また現在の要件では、4年生から放課後、児童が1人になってしまうケースがあり、全ての児童を対象にできないのか、改めて質問したいと思います。

保護者の学年引上げの声が多いのを、子ども・子育てニーズ調査をされたので、町も教育委員会もご存じですし、その上で、6月の私の質問に対する答弁では、近年の状況から、3年生までで定員を既に大きく超過している状況で、このままの施設、それから指導員の人数では、それ以上の対応というのは難しいと答弁をされています。

では、この答弁から年齢の引き上げをしたときの各学童保育所の入所希望数やかかる費用は、どのぐらいの推計をみて答弁に至ったのか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員より、6月の議会定例会におきまして、学童保育についてのご質問があり、私の方からご答弁させていただきました。

議員がおっしゃるように、年齢の引き上げ等につきましては、町の財政的な事情また施設面や職員体制の課題から、現状のままでは対応が難しいというふうにお答えさせていただいたところでございます。

今年度の状況をみましても、定員135名のところ、一時的な利用もございしますが、既に185名の利用者がありました。そのため、町直営の4つの学童保育所につきましては、おおむね児童10名につき職員1名の体制として、指導員さんとも相談をしながら、通常の平日で13名、それから、土曜日を5名、さらに、利用がふえる夏休み期間中は、通常平日の人数に3名を増員しまして、16名を配置して対応してございます。また、施設面の環境整備にも対応してきたところでございます。

このような状況から、年齢を引き上げた場合は、さらに利用者の増加が考えられます。今年度、民生課において実施した子ども・子育てニーズ調査の結果からは、今後、低学年で約200名、高学年で約90名の希望者が見込まれております。

この結果に対応するためには、施設面の環境整備の課題もございますが、その他にも、指導員さんの体制を整備するための費用といたしまして、年間1名につき、長期休暇を含めまして、平日で約130万円、土曜日で約40万円が必要となってまいります。また、学校の授業のある日は、タクシーによる送迎を実施しておりますが、利用者の増加に伴いまして、利用台数がふえた場合、年間を通しまして、1台につき白浜第二小学校から白浜学童保育所へ通所する場合、約14万円。富田小学校から富田学童保育所へ通所する場合、約29万円。南白浜小学校から西富田学童保育所へ通所する場合、約20万円。また、安宅小学校からガンバクラブへ通所する場合で、約26万円の費用が必要となると考えてございます。

現在、ニーズ調査結果の分析を行い、利用者の見込みの設定、及び利用定員が不足する場合の地域ごとの整備目標を検討し、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでいるところでございます。

年齢の引き上げにつきましても、実施できるよう必要な措置をとる責務があると考えております。その方法、時期なども、この計画の中で、検討しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

細かい分析いただきました。今、現状で185名利用がありましたと。希望者は290名。単純に100名プラスになるのかなと。今、試算は、全体を見た試算でしょうかね。やっぱりふえると見込んだ、その分の予算措置、白浜町、してくださいよ。これ、やはりこのニーズがあります。希望者がこれだけある。この町に暮らす方々の子育て支援、白浜町しませんか。やっぱり働く女性も多いですし、共働きが多いですね。

前回6月に質問させていただきました。保護者の皆さんの声を、この議場でご紹介いたしました。そのときの教育長の答弁は、水上議員から学童保育に通います子どもたちの保護者からの非常に熱い思いを聞かせていただきました。できる限りはしていきたいと思っておりますけれども、何分、次長が申しましたように、いろいろな事情がございます。4年生の壁は非常に厚いかと思っておりますけれども、ご意見は十分に聞かせていただいて、検討はしていきたいと思っております。なるか、ならないかというのは、非常に難しい問題ですけれども、十分前向きに進めていきたいと、こう思っておりますと答弁いただきました。

また、町長は、ただいまいただきました町民の生の声、あるいはご意見、そういったことを踏まえまして、やはり町として、これから子育て支援というのは、基本中の基本だと思っておりますので、私が先ほど申し上げたように、白浜町の若い保護者の方が、やはり白浜に住んでよかったと、あるいは子育てに前向きに取り組んでいけるといふような実態、状況をつくらないといけないと思っております。

その中で、先ほどからいろいろとご提言をいただきましたので、白浜町では、先ほどから申し上げたように、5カ所の今は事業所がございますので、そのあたり、民営も含めて、公営・民営にかかわらず、取り組んでいけるものは取り組んでいきたいと思っております。

教育委員会、そして、また事業所さんとも相談しながら、財政的には非常に厳しいものがありますけれども、やはりここはもう一度再調査をするなりして、取り組んでまいりたいと思っております。

町長、教育長ともに、前向きな答弁をいただいておりますので、6月に質問させていただいたときから、この3カ月間で、教育委員会から、昨日も大変前向きな答弁をいただいたと、私は解釈しておりますし、今も子ども・子育て支援、これから条例の制定に取り組んでいくわけですが、その中でも十分反映させるようにというようなことですので、期待いたします。

実は、この3カ月間、保護者は、議会に要望書や請願の提出までを考えていらっしやいました。その思いを、それから実情を、どうかくんでいただきたい。国連の子ども権利条約は、児童の最善の利益を第3条に掲げております。4年生の壁をなくし、全ての児童を対象にした学童保育の導入により、白浜町では周辺地域に先駆けて、新たな子育て支援と、働くお母さん方の就労支援、また子どもの育つ権利も守っていただきたいと思います。

今回の質問、最後に、教育長と町長のお考えを、今一度伺いたいと思います。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

今、水上議員が言われましたように、6月議会で私が答弁したそのことは継続して進めていきたいと、こう考えております。何回も言うように、ハードルが厳しい部分があります。少なくとも、しかし、4年生という壁は何とかクリアをしていきたいなというふうな考えは、もちろんございますので、その辺はまた十分検討して、進めていきたいと考えております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

学童保育につきましては、ただいま教育長、教育次長が申し上げたとおりでございますけれども、やはり、私は学童保育の重要性というのは、非常に認識をしております。学童保育のみならず、やはり子育て支援といいますか、これをいかにこれから町として取り上げて、そしてまた、これを対応していくかという、これが一番大きな施策の重要課題になっておるというように思っております。

他の市町でも、いろんな取り組みが行われておりますけれども、例えば、日高郡の町では、7町でもう子育て支援センターというのがもう開設されておりますし、その辺もいろいろと研究しながら、いかにして若者が定着していただける町になるのか。あるいは、保護者の方がやっぱり若い方が多いですから、そのあたりも人口減少にもかなり歯止めがかかってくる大きな施策の1つになってくると思いますので、少なくともこの今回、子ども・子育て支援事業計画という中で、今は取り組みを行っておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

はい、わかりました。

前向きな答弁、ありがとうございます。

教育委員会、白浜町一丸になって、子育て支援、就労支援、ぜひよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、この学童保育については終わります。

次に、定住促進就労支援について伺います。

ことし6月の県の発表では、人口は2010年、4年前ですか。100万2,198人だったのですが、今後、二十数年後、2040年には71万9,427人で、高齢化率は39.9%になると推定されています。

この白浜町も人口減少が顕著で、これからの町を支える人口に占める生産年齢が、どう推移していくのか気になるところです。出生率と高齢化率から、どのような人口の構成に今後になっていくのかお尋ねいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 三栖君

○番 外（住民保健課長）

人口構成の推移についての質問をいただきました。

過去9年間の人口、出生数、高齢者数、生産年齢者数の増減の平均値を算出しまして、2040年のそれぞれの値を推測しますと、人口は2010年では、2万3,600人が、2040年には、1万7465人となります。出生数は2010年では159人が、2040年では61人。高齢者数は、2010年では7,292人が、2040年には1万427人、生産年齢者数は2010年では1万3,590人が、2040年には6,117人と推移するものと考えられます。

出生率につきましては、これは人口1,000人当たりの数となります。2010年では、6.74、2040年には3.49。高齢者率は2010年では30.9%が2040年では59.7%、生産年齢者率は2010年では57.6%が、2040年には35.0%となるものと推測されます。今後、この推移を見ますと、非常に少子高齢化、いびつな人口構成になってきょうかと考えております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

もう白浜町の今後ですね。この推計から見ると、本当に厳しい状況かと思えます。人口減少を食い止めるには、若者の定住促進、就労支援を積極的に施策に反映させなければ、町の将来を支える世代がいなくなる。白浜町内、有効求人倍率や、現状の施策と課題を伺いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

若者の定住促進、また就労支援に関するご質問でございますが、若い世代に定住をいただくためには、やはり、だれもが望むことでございますが、安心して子育てができること、あるいは教育環境を充実させることが、まず重要であるというふうに考えております。

町といたしましては、子どもたちが日常生活の大半を過ごす学校施設の安心・安全を高め、安心して子育てができる環境を整えるために、合併以降、施設の耐震改修、また場合によっては、新たに建てかえるといった取り組みを行ってまいりました。

また、保育環境整備、学童保育、医療費等の軽減措置など、生活全体にかかわる基本的な

公助、また安定的な生活を営んでいただくためのインフラであります交通網の整備といったことが、必要不可欠なことではないかと考えています。

こうしたことに対しまして、生活をされています皆様ニーズを聞きながら、今後も必要と判断できることに関しましては、何らかの支援策を考えてまいりたいと思っております。

例えば、子ども医療費の無料化につきましては、小学校6年生までを現在は拡充をしてみました。子育て世代への支援策として、やはり中学生への拡充を求める声も多数お聞きしております。そういった意味では、今後は、中学生も含めた医療費の無料化も検討しなければならないというふうに思っております。

地方における深刻な課題でもあります医師の確保という観点からも、その地域で暮らす人々の生活にとって、なくてはならないことだと言えます。

例えば、過疎化が著しい日置川地域におきましては、医療環境が低下しないよう、はまゆう病院を核とした、各診療所を結ぶ医療情報ネットワークを構築し、地域住民の皆様が安心して暮らせる医療環境の整備を進めておりますが、こういったことが、定住を促進するうえでも必要であると考えております。

ハローワーク田辺によりますと、田辺・西牟婁管内の有効求人倍率は1.01と依然として低く、全国有効求人倍率を大きく下回っております。特に正規雇用は依然として少なく、町では企業進出の際に、補助金などを交付することができる企業誘致促進条例を制定しておりますけれども、県企業立地課や県の東京事務所とも連携を図り、白浜町への企業進出を支援することで、新たな雇用の創出につなげたいと考えております。

また、国の緊急雇用創出事業にかわるような就労支援策や、新たな制度が創出されれば、県労働政策課と連携しながら何らかの対策を講じたいと思っております。

昨日も申し上げましたけれども、やはり人口増加になかなか、今、県内の自治体、全ての自治体に取り組んでおるんですけれども、人口増に向けて、人口減少をいかに食い止めるかということで、白浜町としましても、Iターンですとか、Uターンの皆様への住民への定住の促進策、あるいは一定期間定住をしていただければ、何か優遇策がとれないかということ今研究しておりますし、今後も、具体的に検討していきたいというふうに思っております。

地方紙の報道によりますと、県内で若年女性人口が半分以下になると見込まれるのは、今、全県で30市町村ございますけれども、そのうちの23市町村が女性の人口が半分以下になるということ聞いてございます。

上富田町と、この印南町以南の12の市町村で申し上げますと、上富田町と白浜町以外の市町村が半分以下になるというふうに見込まれております。人口が1万人未満の自治体は、30市町村のうち現在の11町村から2040年、すなわち今から、もう少しですけれども、40年時点では、18町村に人口1万人の町が生まれるということになっております。

そういったことで、大変危機感を持っておるわけでございますけれども、現在は、東京一極集中型の、今、日本の構造になっております。都市部に人口が集中している昨今、定住促進、就労支援といった問題は議員ご指摘のとおり、過疎化が進む町にとりましては、大変重要な課題であることは、もう言うまでもございません。白浜町だけではなく、近隣市町、県とも連携しながら、こういった取り組みが地域にとって効果的なのか。

今後、さらに研究を深めてまいりたいと考えております。議員からも具体的な提言をいただければ、大変ありがたく思います。

以上でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

厳しい今後の現状を伺いました。ショックですね。どうなるんでしょうと思いますけれども、この人口減、歯止めがかからないかと思います。

国はバブル崩壊以降、経済は先行き不透明で、求人や人材育成等が減少し、若者の失業率が上がり、新卒者の就職率も低下するなど、若者の雇用を取り巻く環境は厳しい状況が続き、地方での雇用がなかなか進まない中、人口が都市部に偏るのは進学や就職で都市部に行った若者が、そのまま帰らないことに要因があるといえます。

地方に若者を呼び戻す雇用が生まれにくい限り、若者は戻れない。そこで国は、今後やる気のある地域を重点的に支援すると言っています。若者の非正規雇用の割合が大幅にふえて、正規雇用の場合も長時間労働など、職場環境が厳しく早期離職する場合も少なくないなど、適切なキャリアを積むことが難しくなっていることも、国は報告しています。

若者が働き続けられる職場環境を実現し、また、非正規雇用の労働者のキャリアアップを支援していくことも重要であります。若者の雇用拡大のためには、まずは経済を活性化して、働きがいのある高い雇用が創出されるよう地方でも頑張らなければ、町が生き残れない。国の施策や支援をいち早く研究し、白浜町に定住できる若者の支援につなげていただきたい。

数年前にも同じ質問をしたんですけれども、現町長にも伺いたいと思います。白浜町定員適正化計画はもとより、長期的な視点に立ち、計画的な採用に取り組んでいく必要があるかと思います。白浜町定員適正化手法が提示されていますけれども、その中の再任用職員の活用なども進めていくときに、町民の視点からは社会経験のある人の一般採用や活用も、公平な扱いの中で進めていくべきだとの意見もあります。臨時雇用で、やはり社会経験のある方を採用していただいておりますけれども、それこそ民間活力の導入で、効率的な行財政運営に向けて新しい風が入り、各職種における見直しや体系への移行の手法が見いだせるのではないのでしょうか。

やる気のある人には、均等な機会を提供し、再チャレンジ支援として取り組まれないと思いますけれどもいかがでしょう。雇用を産むには企業誘致の推進ですが、歴代の町長にも随分対策を質問しました。エルメスも薬草園も道具村も夢に終わりました。

改めて、町長に企業誘致への早急な取り組みを期待します。既に、県や企業との誘致に向けた話はないのか。就任後、どのようなことに取り組んでいただいたのか伺いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、雇用の拡大というのは、これはもうどこの市町村も、今、重要課題として取り組んでいるところでございます。白浜町もご多分に漏れず、雇用の拡大をいかにして、これから進めていくかということに、今、重きを置いております。

しかしながら、やはりなかなか企業の誘致というのも、そんなに一朝一夕には進みません。しかしながら、やっぱり地道な努力と言いますか。白浜町に来ていただけるような、そうい

う、この前もありましたけれども、ICTの企業ですとか、いろんなまだ可能性の残っている部分がございますので、この地方の町で、いかにして我々がもっともっと町の良さといえますか、魅力を全国に内外に発信していくということも、大きな企業誘致につながっていくのではないかなというふうに思っております。

それから、再任用制度ですとか、いろんな再チャレンジの機会を与えていくというのも、これは重要なことと思いますので、これからも機構改革と同時に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

やはり一番大事なのは、町をこれからどういうふうに進めていくんだということでございますので、私は、先般も申し上げたかと思えますけれども、今ある有休地の利用ですとか、特に、旧空港跡地の利活用については、白浜町活性化協議会からもご提案をいただいておりますので、これを具体的に防災・減災の立場からそうすけれども、ここに少し、できれば、そういった雇用の生まれるような施設ができないものかということも今、鋭意検討して調査をしております。

そのあたりも、いずれ、何か。施設っていうのもいろんな施設がございますので、観光の施設だけじゃなくて、いろんな施設を、この旧空港跡地の周辺、このあたりの公園、平草原公園も一体となった取り組みができないかということで、今、研究・調査を重ねておりますので、また、いずれ皆さん方にもご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

今、ご説明いただきました。

今、現在、企業等の誘致、県や企業との誘致の話があるということではないんですね。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

特に、今現在は、例のITの、白浜町の元明治生命のあそこのビルには、今、2社入っていただいておりますので、そのあたり、それ以降は、今のところまだ、申し入れというか問い合わせはございませんけれども、やはり東京の事務所とも連携しながら、県とも連携しながら、特に、白浜町に来ていただけるような可能性のある企業については、今後も働きかけをしていきたいというふうに思っています。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

それでは、これで若者・子育て支援については終わりたいと思います。

○議 長

それでは、2番目の若者・子育て支援の質問は終わりました。

3点目の、町の活性化と観光施策の質問を許可します。

7番 水上君（登壇）

○7 番

時間の問題がありますので、質問の要旨に出しておりました、今夏の観光動態のまとめについてですが、きのうの質問の中でまとめがありましたので、これは割愛させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議 長

はい。観光動態については割愛するということですね。

7番 水上君（登壇）

○7 番

動態、全部割愛じゃないですけど、白浜町の今夏の観光動態については割愛します。

それでは、県の発表による観光動態ですけれども、平成25年の白浜町の観光動態は、宿泊客が194万7,000人、対前年比107%、日帰り客が120万2,000人で、対前年比98.7%、全体で314万8,000人、対前年比103.7%。着地型観光の浸透により観光客の滞在時間が延びて、日帰りよりも宿泊客が増加し、また外国人観光客の宿泊客も、対前年比200.5%と増加していると、県は報告しております。

この観光動態は、町の報告からのものであろうから伺いますが、観光動態の推移は10年前の平成15年当時には約326万人、平成21年には324万人、平成22年には320万人と報告されています。

この観光動態調査は、観光入り込み客統計に関する共通基準に準じた集計方法により推計把握しているのだと思いますが、近年、寮、保養所、旅館などの閉鎖により宿泊施設が白浜町では減っているにもかかわらず、この数値を維持されていることに多少とまどいます。本当だろうか。この10年間、この数年、まち中の観光関連従事者は年々厳しい現状に、観光客が減ったと実感している方が多い。なのに、数字は大差なく維持されています。

このことについて、町の分析はいかがなのでしょう。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

議員、おっしゃるように、観光動態につきましては、さまざまな要素、例えばJR、空港、それから交通の状態、そういったものを加味しながら、一定のこれまでの基礎的な数値を書きまして、算出してございます。

それで、確かに、議員がおっしゃっていただくように、保養所、寮、こういったものも減ってくる中で、どうして宿泊、保養のその辺がふえるのかというふうなことも、多分、疑問の中ではあるかと思えます。

私どもといたしましても、こういった算出方法が合っているか、合っていないかというふうなこともございますので、合っていないと言ったらおかしいぐらいになるんですが、これまた、来年度以降、高速とかもできまして、そういった車の流れとかも変わってまいります。ですから、そういった中では、一度、この辺の再検討もさせていただいて、取り組んでまいりたいと思っております。

ただ現在の分が、合っているか合っていないかというのは、ちょっと私どもコメントはできませんので、ご容赦いただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

旅館組合の平成25年の宿泊客数は、報告を見せていただきますと94万1,071人、これを差し引きますと、この昨年の報告にあります194万7,000人の観光動態から宿泊数を引きますと、100万5,929人になります。この残りの約100万人は、どちらの数値報告から出たものか伺いたい。民宿その他宿泊施設からの宿泊数の報告というのも、毎年いただいているのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

これにつきましては、宿泊が、直接いただいているのは旅館組合の数のみでございます。ですから、これまで、その数字を一定の基礎といたしまして、数字をはじいているというふうなのが現状でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

実は、平成22年度より観光庁の共通基準統計の調査方法を大幅に変更したことにより、観光客総数や宿泊客などの平成21年以前の観光動態とは、一部対比ができない状況となっていると報告している温泉地もあります。

このような説明を白浜町では聞いたことはないんですけれども、調査方法の変更はあったのかということ伺います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

全てが全てかけ算だけで対比上に出すのではなしに、やはりそういった周辺、観光地、例えば、ことしだったら、大阪のそういったテーマパークのほうにお客さんが流れているとか、その辺につきましては、ある程度、もう推計の中で補正をかけて数値を出してございます。

それで、近年もそういったことで、そのとき、そのときの状況に応じながら、数字を若干いらいながらというのが現状でございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

宿泊客数には入湯税の申告データが使われていると思います。申告漏れや滞納はないでしょうか。平成25年、総額どのくらいだったか。

ついでに、ちょっと言わせてもらいます。時間がないので。

修学旅行の場合だったか、特例があったかと思うんですが、そのことと、不正な減免はないか。実態はどうかお尋ねいたします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

入湯税の、これは現年の調定額で言わせてもらいますけれども、1億8,551万円とい

うことで、最近のピークは、平成19年の2億円になるんですけども、ここから減少、若干続けてきていたんですけども、23年の和歌山の大水害でかなり落ち込みまして、その後、現在では、その前年程度にまで復活しているというところでございます。

入湯税の場合は、今、議員さんもおっしゃっておられましたけども、実際、温泉を引かれている施設で、それと12歳未満の方が課税免除とかいうことになりますので、実際の、単純に、その数字だけで観光動態を図るとするのはちょっと難しい面がございます。

あと修学旅行についても、高校生であれば2分の1減免ということがございますけども、申告納税ということになってあるんで、一応、それを基本にさせてもらっております。ただ、中には、実際、宿泊客がおられて、入湯税も、ホームページを見れば取られていることがわかっていて、督促するんですけども、まだ申告が出てきてないというのが実際に、幾つかはあるのは実情です。

以上です。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

この入湯税、目的税として、どのように使われているのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

大きく分けて4つございまして、1つは観光の振興、これは観光施設の整備を含めてですけども、観光の振興とされております。それから2つ目には、環境衛生設備の整備ということで、ごみ処理とか下水とかも含めてですけども、そういうことの目的にも含まれております。それから、3つ目が鉱泉源の保護管理施設の整備ということはございます。4つ目として、消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備と。これが大きな4点になっております。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

観光指標の目安となる観光動態については、関係機関との調査・協議によって、さらなる実態に使い数値を把握し、データの充実を図ることでより実態に近い数値をもって活用できる観光動態の作成に努めていただきたいと思います。お願いします。

次に、夏の海水浴場に関して伺います。

まず、白良浜海水浴場に隣接する人工島南側に、夏場50台近くの水の上オートバイがやってきて、暴走行為を行い、浜で声をかけて客を乗せて商行為を行っているのを、町民の方が見かけたと情報をいただきました。ご存じでしたでしょうか。白良浜での商行為は、町が許可した協会売店と花火のときの露天商やイベントのときのみだと思っておりましたが、この行為に町は許可を出しているのか伺います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

商行為、その水上バイクでの、おっしゃっていただいた件というのは、私どもは把握して

ございます。ただ、町のほうとして、それを許可というような行為はしてございません。それから、一応そのような行為がありました場合、私どもが注意をさせていただいて、というのは当然やっているんですが、それにつきましても、商行為ということは、相手はまず認めない。ですから、ちょっと声をかけているだけだというふうなことで、実際、そういったことで、相手は認めませんので、だから、一応、ただそういったことで、バイクが入ってきて、中でそういったことをしているということでありましたら、その都度、その都度。

それで、あそこの水上バイクのところにつきましては、あそこ自体が都市公園条例の中の進入禁止エリアにしてございますので、まず、そういった商行為を認めないというふうなこともありますので、それとは別に、あそこはもう乗り越えて入って来られないんですよというふうなことも含めまして、そういった方々を除外するというふうなことの措置をとっているところでございます。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

ちょっと書いているんで、ちょっと読ませてもらいますわ。もう続けて。

注意などはできたということなんですけど、この水上オートバイがたくさん、この南側にたまと、マフラーから排出された黒いすすや油分が海面に浮いた状態で、やがて海水浴場に流れ込んできていると聞きます。このことについての確認と注意指導はできたのか伺いたいのですが。

そして、またことしは、この海域で事故があったと聞きます。去年は、沖合に進入禁止のブイを設置して、進入者を民間の水上パトロール艇の警戒船で排除して事故防止に努めていただいたようですが、ことしはブイが設置されておらず、聞くところによると、公有水面占有許可の申請が出ていなかったのではないかとということですが、どうだったのか。

また、その理由は、漁業者の方から出ていなかったのかどうか。そして、その理由。そして、このことについて、漁業者の方から潜水漁業中に、急に水上バイクが走ってきたという話も相変わらずあります。漁場へ入ってくる水上バイクの危険走行は、命と生活を脅かすものだと思います。

また、臨海浦海水浴場の京大の裏側の浜でも、水上オートバイが多いときで、60台ぐらい、バーベキューなどをした後のバーベキューセットや炭、残飯などを放置したまま、またテントも張ったままらしいです。大音響の迷惑行為もたびたびあると聞きます。地元の方の話では、ここでも水上オートバイに客を乗せて商行為も行っていたようです。

このことの住民からの通報に、観光課は、海水浴場でないので何とも言えないと言っていたと聞きました。ことしは、このエリアでも水上オートバイの事故も発生し、また水上バイクが、海水浴客の頭上をかすめて走ったという事案も出ています。

来年度には、海水浴場エリアをもう少し延長すれば、公安委員会の規則が適用できるので、取り締まることも可能だと地元の方が歯がゆい思いで語られました。大きな事故が起こってからは遅い。平成24年にも、一般質問で水上オートバイに対しての危険行為の事案を紹介し、指導の必要性和禁止行為や事項についても、条例の制定ができないか提言しました。

近年、京阪神では、遊走禁止や条例制定し、規則のあるビーチが多くなり、ゆえに何の規制のない白浜に来ている方がふえてきている現状だとも、このとき紹介しました。

当時、正木観光課長は、毎年海水浴場周辺へ水上オートバイを近づけるケースが目立つことも事実であると認識されており、条例での一定の取り決めの必要性を理解していただき、私はそのことの協議の報告を待つと、平成24年の一般質問の中で申し上げております。

さて、2年経った今でも同じ海水浴場付近での変わらず迷惑行為に対する、町の見解をお尋ねします。住民に指摘されていますが、町が見て見ぬふりしている。そして、指導ができていないと言われている状況では、安心・安全なまちとは言えません。事故が起こったら、責任の所在はどこにあるのか。住民の方からの以前からの指摘を協議できていない町にも、何らかの責任が問われるのではないかと危惧します。

来年に向けて、ぜひ安全対策、条例案を協議していただくことと、公有水面占用許可区域の見直しを、まずしていただきたいと思います。

○議 長

7番 水上君（登壇）

○7 番

これまた担当課にお渡ししますけれども、ことしは海水浴場以降の公有水面の区域が、去年のようにできていなかったと。ブイが置かれてなかったと。来年以降の、地元の方たちの意向もありますので、これ、ぜひ担当課にも見ていただきたいと思います。

○議 長

時間がないので、1分ぐらいで簡潔に答弁願います。

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

まず、その警戒ブイの申請の件ですけど、私どもは同じような格好で、毎年申請を出さしていただいております。それで、当初は、海水浴場の占用というような形で、毎年、警察と協議するんです。

ただ、警察としては、本当にそこが海水浴場として必要な区域であるのかどうか。そして、海水浴場であった場合に、あなた方は安全を確保できるんですかというようなこともいただく中で、白良浜の南側のところは、毎年海水浴場に指定ができないというふうなことが現状です。

それで、当然、あそこに水上バイクが入ってきますので、それに対する警戒ブイというようなことで、ことしも作業届を出すところまでいっていたんですが、7月30日以降、台風がまいりまして、それで、本来でありましたら、あの時期に全部張っているというふうなことをしたかったわけなんですけど、台風の関係で、もう実際にその作業はできずに、もう夏の海水浴シーズンが終わってしまったというようなところが現状です。

それから、臨海浦のところにつきましては、あそこは一昨年でしたか、ブイを延長しまして、実際は、臨海浦のところの、見えているところだけじゃなしに、岩から向こうも海水浴場の指定ということでブイを張りました。

それまでは、商売をされていた方はそのエリア内でやっていたんですけど、そのブイを延ばしたら、今度はまたそのエリアの向こう側のところでやっているというのが、現状でございます。

それで、海水浴場外なので何とも言えないというところが、私どもも注意をしに行ったときにも、当然、向こうはいろんな法律関係を知ってございますのでね。何に基づいて言うて

きているんだというふうなトラブルに当然なって、その場合には、私どもが負けというようなことがございますので、いたちごっこが続いているというのが現状でございます。

それから、条例の部分につきましては、一度、私ども研究をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○7 番

はい、わかりました。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11 時 02 分 再開 11 時 10 分)

○議長 長

再開します。

13番 玉置君の一般質問を許可します。玉置君の質問は一問一答形式です。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

皆さん、こんにちは。おつきあいいただきましてありがとうございます。

順番変更で、観光のほうから先にやらせていただきたいと思います。

○議長 長

観光、そして防災という順番ですか。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

はい、流れがそのほうがいいと思いますので。

○議長 長

では、まず観光資源の活用についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

最近、テレビを見ていると、心配ごとの多い、大雨が降ったら1時間に100ミリだとか、そういったニュースばかりが目に入ってくるような、何か異常気象が本当に、近くひしひしと身を感じる、テレビ見ながらおびえているような、ちょっと気持ちに、怯えるような気持ちになる昨今で、それに被害を受けられた広島の方々にも、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

観光ということで、私、このごろもう年がいつてきましてね。何か、こう日々感じるものが、以前はもっと目標を、億という売り上げをして、そして、大勢、人を雇うて、もっとお客様にたくさん買うてもろうて、食べてもろうてとかいう意気込みがあったんですが、最近では、どうも自分、商売をもうやめたからかもしれませんが、でも、まあこれでええわと。年金でめし食っていけばいいわと。細々とビールを発泡酒にかえて、もう安上がりで細々と食っていけりゃええわ。ゴルフも辛抱すりゃええわと。一杯飲みに行くところも、3回に行っていたところを1回でいいわというような、そういう気持ちが、自分自身にもそういうふうな

感じになってきつつある自分に驚くんです。

花火大会でありまして、今まで花火大会うるさいよという人の気持ちがわからなかったんですが、最近、花火もうるさいなど。うるさい人の気持ちもわかるんです。そういうふうに年がいつてきたんだなということを感じるんですが、ここはやはり町会議員であり、また町長である、選挙で選ばれた方々、また行政をする方々が、そういう気持ちになっては困るんです。

だから、常に自分に言い聞かせながら、もっと若々しく町の発展を願い、そして、若い人の気持ちも、もう一度振り返ってできるような気持ちになりながら、自分も日々、人と対応したり、書物を読んだりしながら、自分を奮い立たせるようなところが必要やなど、常々思っています。町長には、特に若々しく行政に携わっていただきたいなど、こういうふうに思うわけです。

昨今、白浜の観光というところを振り返ってみますと、やはりどうも白浜も年とってきたなど。非常に年をとってきたような印象でございます。

先ほど、同僚議員が質問で言っていましたけど、観光客が減っていると思うのに、統計ではあんまり減ってないという、その実感ではいつも活気がないのに、来ている方の数はそんなに変わらんのはおかしいんじゃないかというような質問もありましたけども、私も非常に活気が、白浜町自身がどうも年いつてきたなというイメージが、気持ちの中にあります。

そして、湯崎漁港の整備に関して、私どももあのあたりをもう一度活性化してもらうために、白浜町の出費も惜しまないんだという中で、私どもも賛成してきましたけれども、あいにく、大手の旅館が10月いっぱい閉店をする。そしてまた、建物を取り壊すということを知りました。あまりにも私もショックやったんで、直接、その経営者の方にお話を伺いました。

すると、やっぱり前の年より、その前の年より、だんだんお客さんが減ってきているんだと。そして、海水浴のお客様は、そのまま、そう大層に変化はないんだけど、泊まるお客さんが少なくなったと。だから、このまま公共下水道へのつなぎ込みの問題とか、耐震化の問題とか、今後考えていかんならん。費用がたくさん要る中で、もう先行きがなかなか見込めんという中で、もう閉店を決意したんやと。君、どう思うなと言うから、私もそれは正解だったなとは思いますが。今後、必ず来る地震ということもありますし、そして、また安いホテルとか、その社長曰くは、安くするか、高くするか、中間層はもう生きていけないんだというようなお話を聞いて、もうあそこを閉められる。湯崎の地域で、マーキーズが閉め、そして、天山閣がまだ再建をしない中で、また老舗の旅館が店をやめるということで、白浜は本当に儲からないんだなと。儲からないから皆、閉めていくんでしょけど、年いつてきたなと。このように感じた次第です。

それは、私、駅前なんですけど、三十数年前に帰ってきたときに、まだ高速道路が海南までだったんです。しばらくすると吉備までとなりました。そうしていくと、そのときに、青年会議所というところに入ってまして、「これでいいのかわがまちは」というタイトルで、いろいろシンポジウムというんですか。そういう開く中で、絶対に白浜まで高速道路がほしいんだという発言の中で、私、その効果が問題で、決して高速道路が来たさかいに繁栄するものではないという反論なんかをしながらも、そういう活動をしとったんですが、私、そのとき考えまして、ああ、これは白浜駅前、モーターレーゼーションの発展とともに、列車で来るお

客さんは減ってくるやろうなど。

今までは車よりも安かった。安全やった。速かった。確実に着いたという利点があったんですが、それがなくなりまして、想像しているとおおり、もう車に押されまして、駅前が疲弊してまいりました。これも時代の流れとしかしようがないのですが、先ほど、前日、中学生か何かの作文で、駅前があかんという、責任を感じるんですけれども、開けているとやはり赤字なんだということもあります。そういう中で、非常に白浜というのは衰えてきたなど。自分が帰ってきたときよりも、三十数年前よりも、もっと衰えてきたなどというのが実感であります。

これを打開するためには、先ほど、町長がおっしゃっていたような企業誘致ですね。観光としての企業誘致、企業というのは、利益が出ないと来ません。利益のないところに企業は、どんなにお願いをしても来ません。企業が来ないということは、雇用というのも、もうこれ以上進まないということですが、その中で、私は白浜町を観光の町とするなら、観光産業の誘致というふうに考えると、やはりカジノではないかなと、このように思っています。

12年前からずっと言い続けていますけれども、別にこれは地元の方にそのカジノを提供するという、そういうことではなしに、先ほど、前日も言うてましたインバウンド。インバウンドの方に提供するんだ。その方にしか提供しない。そういうことを考えると、インバウンドのお客単価というのは、必ず上がるわけです。

そういうところも1つ、今、そういう法案のことも、秋に法案が通るのかどうかわかりませんが、橋下大阪市長は、それを訴えているのは、特に雇用であり、観光の活性であると、私は思っております。

それを1つ町長も、ある人に言わすと、白浜には似合わんなという人もありますけれども、似合う、似合わないということは、言うてられる立場でないと、私はもう今はそのように思っています。しかしながら、これも許可のものでありますから、なかなか白浜町に許可してくれるかどうかという問題もありますから、ここから、ちょっと具体的な話として、観光活性のことについて、町長の取り組みということの中で質問をさせていただきたいと思えます。

町長は、今、番所山パークが県の予算もいただきながら、あそこも開発というか、改修というんですか、しました。あれをやる前に、私ら小学校のときによく行きました。今度、白浜町でガイドブックをつくるということなんですけど、それについて、これをどういうところに働きかけて、実際、そういう客を呼んでくるということにまで発展させているのかどうか。ちょっと、そのご努力をされているのかどうか。まず、お聞きをしたいなと思うんです。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま玉置議員から、まず白浜町の観光が非常に元気ないといえますか、今現在、企業誘致等もできてなくて、なかなか観光産業の誘致ということ、やはりもっともっと真剣に考えないといけないというようなご意見をいただきました。

その中で、観光資源についての部分でございまして、番所山につきましてのご質問をいただきました。これは、後ほどまた機会があれば、観光課長からも答弁があるかもしれませんが、まずこの番所山自然観察ガイドブックというのを、この9月の補正予算でもお願

いをしまして、発刊される予定になっております。

これにつきましては、町内の小中学校にももちろん配布させていただく。そして、町民の方にも広く知っていただくということで、教材としても活用いただけるのではないかなというように思っております。

この部分につきましては、まず、番所山の周辺、すなわち南方熊楠記念館並びに京都大学白浜水族館、この部分との連携によりまして、まだまだ私はここに観光客の誘致、誘客ができるのではないかなというふうに思っております。ですので、このガイドブックというのも、非常に今までと違う、また、今も番所山の公園についての簡単なパンフレットといえますか、冊子があるんですけども、それ以上に充実したものにさせていただいて、学校、あるいは全国のそういった教育旅行、こういったもののお客さんへの誘致、これを進めていきたいというふうに思っております。

ですから、まず今までと違うコンセプトの内容のガイドブックがつかれるかどうかということが、今まさにこの番所山の自然観察ガイドブックに要求されているのではないかなというふうに思っております。

これもある程度、もうコンセプトがありまして、内容等固まっておるといふに聞いておりますから、ここはあと発刊されて、できあがってくるのを楽しみにしたいと思っております。

いずれにしても、皆様方から、この番所山公園を一体として何か自然観察、あるいは植物ですとか、海洋生物の宝庫でございますので、ここをもう一度スポットライトを当てて、過去の栄光ではないですけども、前のそういったいろんなピクニックですとか、遠足ですとか修学旅行、教育旅行の一部として、南紀州交流公社さんなんかやっている民泊の1つの一環の、ここも授業として、教材として、取り上げていただけるような、そういう幅広い取り組みをしていきたいというふうに思っております。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

番所山自然観察ガイドブックの件でご質問をいただきましたので、少し説明させていただきますと思います。

この番所山自然観察ガイドブック、これにつきましては、この本議会での補助金の予算化をお願いしている部分なんですけど、つくるのは町がつくるということじゃなしに、南方熊楠記念館がつけられます。それで、そこに対して、町のほうが補助金を出して、それから向こうでつくっていただくというような格好になります。

大体約1,000部つくっていただくというふうなことで、今まで、番所山の活用をどのような格好で、皆様方にお知らせしたかというのと、このようなフィールドミュージアム番所山という、ごく簡単なパンフレット。これは一般的に皆さんにお配りさせていただいて、当初1万部を作成させていただいたんですが、もう全てなくなったので、また改めて、1万部を作成したい。これは、来られた方々に、南方熊楠記念館、あそこに大体お出でいただくので、そういったところで配っていただいて簡単なものを見ていただくと。

今度のつくらせていただくのは、大体36ページぐらい。A5版というふうにお聞きしてございます。ですから、このぐらいの大きさの36です。ですから、これは結構アバウトな

感じの、本当にその部分しかないんですけど、これをもう少し詳しくしたものが、その番所山のガイドブックということになります。

こういったものを両方活用しながら、いろいろ周知をしていくのですが、とりあえずは、新しいやつについては、町内の小中学校とか、図書館とかそういったところに、一応は配らせていただくんですが、後のものにつきましては、南方熊楠記念館に来られたときに、そういったところで活用するというのを、熊楠の記念館のほうは考えられるということでございます。

以上です。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございました。

取り組みは結構です、本当に。だから、もっと広く、この辺の中学校、小学校だけじゃなしに、ダイレクトメールを近隣のところに送ってでも、どういう方に来てもらいたいんだという1つの考え方、先ほど、町長がおっしゃったような、南紀州交流公社がやっているような民泊の学生さんを相手にするんだよということであれば、積極的にそういうところに、先生方にダイレクトメールを、その冊子を送って、どうか来てくれというような活用っていうんですか。そういう手助けも、白浜町としてはしなくてはいけないなというふうに思っているんです。

以前、質問したときに、釣りに例えて悪いですけど、タイを釣るときに、アジを釣るような仕掛けでは釣れないんです。また、アジを釣るときに、タイにするような仕掛けでは釣れません。だから、そこにどのお客様にどのように提供して、どのように来てほしいんだという1つの考え方の中で、的を絞って宣伝をしていただきたいなと。そういう取り組みとしては、もう私が言わなくても、町長がよくご存じやと、今の答弁でよくわかりましたんで、ぜひそういうところに、もっと力を入れて、せつかく冊子をつくったんですから、そういう中で頑張っていただきたいなと。

その中で1点、駐車場の問題があると思うんです。あの辺、駐車場がないというふうに、昨今聞いたのですが、どのようにお考えかなというふうに思うんです。

例えば、近隣の小学校に来てくれよと言っても、バスをとめるとこないやんかと言うたときに、白浜町が、そこに委託している駐車場がありますでしょう。それを、1台2,000円補助金を出すとか、いろいろ来てもらおう算段を、その方々がバスを使うだったら、バスはどこにとめさせるんだというような1つの考え方としては、そこまで考えなあかんのと違うんかなと思うんやけども、実際に考えてられるんかどうか、ちょっとお答えいただきたいなと思います。

○議 長

番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

確かに、番所山の駐車場の件につきましては、非常にこれまでも活性化協議会の中でも課題というふうな格好でございました。この夏も、非常に心配する中で、京大の水族館のリニューアルとか、ああいったものでごった返すのではないだろうかというようなこともあった

んですが、とりあえずはトラブルもなく夏を終えたというようなことでございます。

ただ、おっしゃっていただきましたバスのそういったものにつきましては、確かに、これからお客さんにどんどん来ていただくというふうなことで、いろんなところにアピールする際には、1つの材料になるというふうに考えますので、一応、そのあたりに研究させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

番所山の整備とともに、パンフレットができた。それに合わせて、早急にそういうことに取り組んでいただきたいなど、このように思います。これについては、質問を終わります。

次に、今、ジオパークという1つの観光の流れがありますけれども、白浜という場所は、ほとんどジオパークだらけ。三段、千畳、円月島、これは本当にそういうものかなというふうに思うんですが、その中で、高速道路が最終的に、東富田のところにインターチェンジに来て、そして、中のとこで平面交差をいたします。と考えるならば、あそこが今まで、中というところが非常に裏、白浜町の裏、一番最後の後ろのほうだったんだが、今度は高速道路がついて玄関口になると。そういう中で、今、中に、私もあまり知らなかったんですが、文化財的な船小屋であるとか、長屋門であるとか、そしてまた、中のあの雄大な浜ですね、中浜。そして、松林。そしてまた、竹本住大夫、人形浄瑠璃の、この前やめた方は8代目ですか。それが、4代目竹本住大夫さんが、あその、中の出身らしいです。私も知りませんが、まことに申しわけなかったんですが、そしてまた、あそこは、樽廻船だったか、檜垣廻船だったか、その中継地で、大津屋大次郎さんという方が、豪商大津屋大次郎、こういう物語があるぐらい豪商だったらしいです。

そういうことは、私どもは知らないんですが、あの地域は、私は観光客に対して開放できる立派な地域であると。そしてまた、誘客を図れるぐらいの物語があり、文化があり、立派なジオパークがあり、立派な地域だと、私は思っています。

その中で、今、あのあたりの文化財を見直そうという、そういう組織ができたようにも聞きます。その中で、日神社であるとか、そういうことも含めて、日神社には、何か室町の時代の彫り物があったりとか、昔の、世間に見ていただいても恥じないようなものがそこにまつられておるといような中で、ジオパークを通じて、中のあの文化財をもっと世間に売り出していただく、物語つきですよ。その物語は、教育委員会か何かにもっと編集していただかなあきませんが、そういう中で、あの地域を、せっかく入り口になったんだから、あそこも駐車場もないし、トイレももう一つですが、まちとしては、あのあたりをもう一度観光名所としてやるんだというふうな、そういった考え方、また取り組みはどうでしょうか。そういった考え方はございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のように、高速道路が延びまして、高速道路ができることによりまして、これまでの裏が表になったり、表が裏になったりという側面がございます。これも、裏が表になる大きなチャンスだというふうに、私は思っております。

観光資源の創出の大きなチャンスでありますので、まず、フラワーラインの周辺にそういったものがたくさんあるというふうに思っています。これまであんまり注目されていなかった観光資源が、あの地域にはたくさんございます。今、ご指摘のありました日神社さん、それから草堂寺さんもそうですね。それから、中の大浜もそうだと思います。それから、美しい松林、それに隣接する船小屋、長屋門、あるいはお熊野さんもございますので、そういったこと、あそこを一体として観光資源として。今現在、皆さん、もう協議会ができておまして、富田浦歴史文化協議会が立ち上がっておりますので、その中でも随分と検討させていただいております。具体的に言いますと、やはりこれはもう歴史的な情緒のある町並みもございますので、非常に観光資源として新たな切り口としては非常にすばらしい魅力のある土地だというふうに、私は思っております。

観光コースの創設もできるのではないかなと、特に熊野古道大辺路を結んで、線で結ぶようなコースも十分可能であろうというふうに思っております。そのあたりの皆様方からもいろんなご意見と要望をいただいております。教育委員会のほうにも来ております。ジオパークと絡めたストーリー性のあるコースというのを組めるかどうか、組めると思っておりますので、これも町として今取り組んでおります。

その反面、あんまりイージーなといいますか、安易な観光資源をつくっていくということも、地域社会が意図しないような結果をもたらす方向性、可能性もありますので、まずは地域の素材といいますか、そういったものをどのようにして、観光資源として利用するのが望ましいのかということ、やはりしっかりと議論をした上で、観光資源化の全体のマネジメントといいますか、そういったものをきちっと考えたうえで取り組む必要があるのではないかなというふうに思っております。

そういう観点におきましては、提案のございました、フラワーライン周辺のあの一体を何とか観光の1つの新しいスポットにできるように、今、鋭意取り組んでおるところでございます。

しかしながら、やはりまだ、その中の官有地に一部かかるとか、いろんな課題もあることはあるんですけども、それはそれでクリアできるように、これからも町の中でも、あるいは関係各社と一緒に取り組んでまいって、新しい観光資源の活用につなげていきたいというふうに思っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ありがとうございます。

では、具体的に、向こうは組織ができています。その中で、こういった具体的な話し合いとおっしゃいましたけれども、どの課を通じて、もっと前向きに話し合いをしていくんだというふうなお考えはございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これにつきましては、やはり地元の皆さんが、町のほうにも観光課であるとか、あるいは総務の企画政策係とか、いろんなところにもおそらく話は来るかと思っておりますけれども、今後、

やはり町がどういった支援ができるのか、どういうふうな取り組みができるかというのは、やはり地元の協議会の皆さんと、そしてまた地元に住んでらっしゃる地域の皆さんと話し合いをしながら、区長さんをはじめ、そういう方々のご意見を聞きながら進めていかないと、なかなか一気に進まないのではないかなというふうに思っております。

あと、具体的にいろいろな取り組みをする中で、費用のかかる、予算のかかる分がございまずので、そういったところは、どういうふうな予算措置をするのかということも、今後課題になってくると思いますので、地元の協議会と、これから町が一体となって取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

そしたら、そういう協議会を通じて、積極的に取り組むというようなことでよろしいですね。どうもありがとうございます。

私は、三十数年前に大阪市大の教授から講義を聞いたことがありまして、川の先生だったんです。今の川の流れはコンクリートでとめて、とにかく流すだけだと。流すための川なんだという。それがいけない。それは高速道路のこともよく、同じような話なんでね。高速道路を通じて流れてくるものが、次、また流すだけではだめなんです、これ。川と一緒に、やはりどこかにとまっていく。その最たるものが道の駅なんです。今、道の駅、はやっていますけれども、それが川でいう、いわゆる水たまり、たまりになっていくんです。そういうところを、白浜町の中でも発掘をして、光らせていく。光らすには、やはり宣伝なんです。やっぱり皆さんに知ってもらわな。私も知らなかったんです。そんな豪商がそこにおったとか、やれ、船宿やて、こんなん見たって、ただ古いもんやねとかしかなかったですが、いろいろ説明を聞くと、ああそうなんかと。まあ、そうですね。あの道、世界遺産の道だって、ただ道歩いているだけでは、普通の山道やから。そやけど、これ何千年前に、千年前に人が来てんなど。偉いさんが来てんなど。天皇陛下が来たんやなどというようなことを想像するからおもしろいんであって、何にもないところで、物語がないとおもしろくないんです。

だから、そういうことを取り組んでいただいているところと、積極的に、町長、そういう頭が、そういう文学的なことも非常に得意ですから、よろしく願いをしておきます。ぜひ、そういう町が、少しでも、小さいところでも発展していくような方策を、具体的な方策を、やっぱり私の言うたカジノなんていうのは、もう夢のような話なんです、実際どうするんだよというところの中で、一步一步やっていただきたいなど、このように思っています。

それでは、もう観光についてはこれで。

○議 長

それでは、観光資源の活用についての質問は終わりました。

次に、2点目の防災についての質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

今度、10月に防災訓練がございまず。いろいろと県主催で大きな防災訓練やと思うんですが、まず町長にお聞きしたいのは、町長、今度の必ず来ると言われる震災から、何人助けるつもりにしていますか。まずそのあたりを、どれぐらいの範囲のもんを助けるつもりにし

ておるんですか。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

具体的に何人ということは、我々としましては、全町民をやはり救うというか、命を守るということで、今取り組んでいかなければいけないということで、今考えておりますし、それぞれの首長さんは同じ思いだと思います。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

こう聞きましたのは、私はそれでは物足らんとします。よく昔から言われた1市4カ町村、今は何ぼになるんかわかりませんが、十何万人ありますよね。その中で、飛行場があるのは白浜だけなんです。皆、具体的に言うと、ヘリコプターの輸送力と飛行機の輸送力は全く違います。もうヘリコプターは劣ります。私、一度和歌山に防災の視察に行ったときに、和歌山県庁の道向かい側に、よく研修行きますけど、あそこに防災センターがあるんです。耐震化が、そのビル全体にできているんです。上にはヘリポートがある。狭いですけどね。

いろいろ視察で聞いていますと、近畿で防災ヘリが二十何台しかないんです。二十何台しかないんですよ。近畿ですよ。大阪、神戸、泉南、和歌山、滋賀、奈良、それ全部被災するけど、27台しかないんです。そのときに、私、言われましたよ。そら、おそらく白浜町にはすぐは行けんやろうな。すぐ行けんて、そしたら防災にならんやないかと言うても、すぐ行けないのが事実なんです。

その中で、この防災訓練、まず考えなあかんのは、白浜に飛行場があるんですよ。だから、物資は白浜へ来るんです、たくさん。前日言うてましたオスプレイの問題もあるけど、飛行機を持っているの、自衛隊とアメリカ軍ですよ。飛行機、降りられるんですよ、白浜は。ヘリコプターで上から何かつるして、ぽーんと物を落とすと、そんなことせんでもええ場所が白浜空港なんです。だから、白浜空港から物を下ろしたら、その辺、近所に物を配ってやれる。高速道路あるじゃないですか。近所には飛行機は降りませんよ。近所には。田辺もない、御坊もない、和歌山もない。どこもないですよ、飛行場は。どつと荷物が下りてきたものを、皆に配ってやるんです。だから、1市4カ町村全部、わしとかが救うたろぞという防災拠点とを考えなあかんの違いますか。

そんな漠然と、ヘリコプターが来て、物を落としていくん違うか。漠然としかないでしょう。1台何ぼ積んでくるのな。十何万人を救うにはどうしたらいいなということを、数字的に突き詰めてもらわな困ります。

12年前に、私初めて、議員にならせていただいたときに、静岡県に視察に防災で行ったんです。私、県庁へ行ったときに、もう耐震化が二重にされていました。ビルは耐震化しておる。そして、また、現場で指示を与えるところも、その階にも耐震していました。その中で視察をした中で、静岡県民、食事は用意していますと。しかし、避難難民から計算したら、100万食足りませんで言いましたわ。100万食。耐震化はしているんですよ。そやけど、食べ物が100万食足らんのです。

私どものところは、静岡のこと考えることないけれども、せつかく飛行場持っている、地

域の中で、1件、白浜空港だけなんです。大阪に八尾空港あるけど、八尾空港も関空もつかかわらん、これ。そしたら、どっと品物が下ろされてくるのが白浜空港なんです。

そういった意識の中で、防災訓練というか、防災を考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今回の県が主催の防災訓練につきましては、当然、町は主体的に協力していくということで、この9月、そしてまた10月ということで、リハーサル訓練も、この後、また全協で説明申し上げますけども、9月にも行われる予定になっております。

そういった中で、やはりこれから、この意識というのをもっともっとしっかり、議員、おっしゃるように具体的に数字ですとか、あるいはその飛行場をどう使うのか、どのぐらいの食料が必要なのかとか、具体的な取り組みといいますか、それを、目標を設定した上で、いろんな議論をして取り組んでいかないといけないと。具体的な取り組みがこれから一番重要になってくるのではないかと。漠然とした、ただ単に、ヘリが来てくれるとか、救助に来てくれるというふうなことだけでなく、具体的な中身をもっと具体的に下ろしていかないと、なかなかいけないのではないかなと、私自身も思っております。

ですから、これからの作業になってくるわけですけれども、いかにして、今後、東南海・南海地震への対応、そしてまた、南海トラフ巨大地震というの也被言われておりますけれども、具体的にこの地域と、それから町民の皆様の安全・安心のために、県、そしてまた国との連携によりまして、いかに具体的に取り組んでいけるかというのは、議員がおっしゃるように、空港がある白浜町ならではの、できることやと思っておりますので、これからもご指導いただきたいというふうに思います。

○議 長

13番 玉置君(登壇)

○13 番

ありがとうございます。もうぜひ頑張ってもらいたいんですけども。

具体的に、もっとアピールしてほしいと思うんです。防災の拠点になるんだと。それは、私、震災後、災難後をどうするんなどということにもつながってくるんですけども、東北の震災のときに、視察に行つてまいりました。その視察に行く前に、南議員も一緒だったと思うんですが、予算がえらい高いなど。その高いんですけども、その高い内容は、人件費が高かつてん。見に行つて、バスに乗つて、くるくる回るんですけども、その回る中で、三陸鉄道の社員が当時の話をするんです。その語り部ですね。いろいろその方々がするんですけども。こうだった、ああだった。

そのとき、私、最初にこの値段が高いからやめとかんかつて言うたんです。しかし、その人、要らないらよつて、実際は言うてんけど、後で反省したのは、それは1つの復興の役にも立つんやなど。その人が、そこで働く、被災した中で、あそこへ視察に行つた方がものすごく多いんです。それは、復興の一助になっているんですよ。その人が働く一助になるんです。1日3万、1人3万5,000円か何か要つたんですよ。そんなん行かんでも、見たらわかると、僕は思つてましたけど、後になってよかつたなどは思います。それが復興の一助

になるんです。

白浜、震災受けたら、30万人、40万人減りますよ、観光客は。どうやって飯食っていくんですか、ということになったときに、復興の原動力の中心地に、白浜はならなあかんの違うかなと、僕はそう思うんです。そうなるのであれば、白浜の空港をもっとアピールして、自衛隊でも、アメリカ軍でも、全協があったときに、アメリカ軍にすぐ連絡がつくんかと言うたら、いや、アメリカ軍にはつきませんと。県へ対してというふうな返答がありましたけども、別に直接つけとは言わんけども、何かあったときに、白浜が中心になるんだという1つの形が、世間にアピールしていただいたら、物は全て白浜に集まるんです。

それを復興にしようということがいいか、悪いかはわかりませんが、それはこの高速道路を通じて、物資を皆、田辺や、みなべ、御坊、皆、配ってやれるんですよ。今、アメリカ軍が、クルド兵のクルドの人種が孤立したところに、上から飛行機で物資をどんどん落としていくんです。それを捨てるやつは捨てよという考えですわ。それは、そこへ行かれへんから。けど、白浜は、下りたらそこから高速道路が無尽に走ってる。それを通じて、近隣の人らに物を配ってあげたらいいじゃないですか。

その中で1つ、今度、フラワーラインの横に、施設が、要望があると思うんですけども、ああいうあたりのこともよくいろいろと考えていただいて、取り組んでいただきたいと思うんです。

そして、もう1点、水の問題です。消防で、前、消火栓を増設するというときに、私、山本君だったんですが、地震が起こったときに、本当に水が来るんかよと。来んような消火栓、何ぼつくったかてあかんというふうなことを話してたことがあるんやけども、防火水槽をつくるには、そこでも5、000万ぐらいかかるというような話の中で、防火水槽という1つの形の考え方というのを、今後とも、いろいろと考えていただきたいと思うんです。

東京なんかは雨が降ると、オーバーフローせんように、地下に水をためる。地下に水を流していくという施設ができていますが、その発想の反対なんですね。そこに水をためておく。まあ言うたら、地下に水をためておく。それは防火水槽の発想なんですけども、そういう考えの中で、水というものを考えていただきたい。

なぜかと言うと、近隣、何十万人という方が、白浜に、空港の後に、何万という方が来たときに、生活用水という問題もある。そういう中で、白浜町が拠点となるならば、そういうことさえも考えていただかなあかんのと違うかなと。

1点、質問があるんですが、オレンジランドの浄水池が、たしか震災時に、バーンとシャッターが下りるといふか、そういうことやと思うんですが、そしてまた、配水管が耐震できてないから、水をどうするようか考えてられるのか。ちょっと具体的な話なんですけども、皆さんへの生活用水であり、飲み水であり、どういう対応をしたら一番ええのかなというあたり、どのように考えてられるのかな。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

今、配水池の緊急遮断弁のことだと思います。ある程度の震度があると、水を確保するために遮断弁が作動しまして、そこに水がたまるような状態になっています。

現在、白浜町で、配水池が18あると思うんですけども、そのうち今、5つぐらいしか、

そういう機能は有してないんですけども。そういうようなことで、まずそこで、配水池で水を確保するということになるかと思えます。

そこから、給水を行う。重要なところへまず送るとというのが、初動操作になってくるかと思えます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

それで、配水池へくみに行くわけやね。トラックか給水車か何か持って行って、そういう考え方でええか。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番 外（上下水道課長）

はい。まずそういう部分と、それと当然、全部耐震化になっておりませんので、そういう壊れた送排水設備の復旧も同時に行いながら、水を送っていくというような状況になるかと思えます。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

なかなか配管も破損している可能性もあるので、一旦閉まって、また今度送るということもなかなかどうか。いろいろと危機管理室の人に聞くと、対応は、水をそこへくみに行くんやと。なかなか、何万人という人を助けるには、ちょっとおぼつかんという。水1つとっても、いろんな課題がある。問題がある。そういう中で、危機管理室が、人が多いかどうか。次のことになるわけですが、よくよく考えていただかないと、格好よくいっても、水1つ供給できんのじゃないかということになったら、恥をかくだけのことであって、そういうところもいろいろと考えて、考えならんことは山ほどあると思えます。

まず命を救い、そして財産を守り、いろいろと、その後はどうするんだ。そのとき、逃げるだけでも大変なんだけども、逃げた後さえもどうするんだということは、今後必ず起こる町として、白浜空港をかかえる白浜町の長として、いろいろ考えていただかなんたら、責任が大きいんと違うんかなというふうに、そう思っております。

ぜひ、そういう対応を、細かい対応を、今後お願いしたいのでありますけれども、町長、何か考えは、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから、災害時における空港の活用ということでございますけれども、もうご存じのように白浜空港は、広域防災拠点として位置づけられておりますので、そのあたりをもっともっとアピールすべきだと思います。

私も、県による基本計画ですとか、受援計画の策定が行われて、応援要員ですとかあるいは、ベースキャンプ、ヘリポート、災害医療活動の支援体制、機能、こういったもの、運用方法の整備が進められているというふうに聞いておりますし、当然、県と連携をしながら、

あるいは国との支援をいただきながら、空港につきましては、広域医療搬送拠点でもありますので、そのあたりをこれからもっと町民の皆さんにも、そしてそれから町内外にも、もっと広く広報していきたいというふうように思っております。

いずれにしても、今の人員をと言いますか、先ほどの危機管理室の職員数のお話も少し出ましたけれども、町の職員が今現在、全てにおいて対応できるかという、これはなかなか難しい面もございます。ですから、危機管理室の今の体制で十分かと言われれば、なかなかそれは各市町村もそうなんですけれども、危機管理室あるいは防災対策室等で働いている、従事している職員は十分ではないというふうには思っておりますけれども、職員数につきましては、今、この防災対策の推進にかかる質問と言いますか、もし仮に、職員数をこれからどうしていくんだというお話であれば、町内の中で、危機管理室だけじゃなくて、町内のあらゆる部署が所管をして、これから、その業務を担っていくということが重要になってくると思います。

今までは、本庁の中の危機管理室なら危機管理室4名プラス1名の5名で対応していくんだという考え方じゃなくて、やはり大規模災害の時には、この本庁舎の職員が手分けして業務に当たれるよう、あるいは日置川事務所もそうです。本庁と日置川事務所の体制づくりと申しますか、組織づくりを、やはり消防と連携しながら相互に関連していきますので、そういった組織づくりをしていくのが、これから防災への取り組み対応ができるのではないかなというふうには思っております。

○議 長

13番 玉置君（登壇）

○13 番

ぜひ頑張っていたきたいなど。

とにもかくにも、白浜が中心になるんやということを、白浜町長が県知事にでも任しとけて言うてるぐらい、1つ積極的にアピールをしていただきたいなど。そんなことせんでも、白浜空港を使うでということもあるんやけども、ぜひ白浜が防災の拠点やいうことの認識を、もう1回、町長のほうからアピールをしてもらおう。じゃ、そしたら水の問題はこうですよ。食料の問題はこうですよ、ああですよということはきちっと押さえていかなあかんことはあると思いますけれども、それは庁内の各課に伝達をして、副町長を筆頭にいろいろと、皆さんのお力を発揮してもらわなあかん。最大限発揮してもらわなあかんというふうには思いません。1つよろしく願い申し上げます。

それでは、もうこれはこれで終わります。

○議 長

2番目の防災についての質問が終わりました。

3番目の行政の停滞の質問を許可します。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

もうあんまり長くかかりません。

これは、今言うたような防災のことにしてもそうなんです、先日、ある方とお話をし、白浜町、合併のときに決めた、取り決めをした人数よりは、まだ減らさなあかんねと。ただ、事情としては、消防にしても、よそ様の消防を担うために、人員としては白浜町の人

員として配置しておるという中で、なかなか人が減らない。

そして、もう少しいろんなことを民間に委託をすればいいんだけど、委託をすると高くつく。例えば、保育園にしても、何にしても。民間にやってもらったらええわというのは、国の考え方らしいです。

しかし、白浜町はそういった職員も全て含んでいる中で、合併時の、341人にすると言うたんかな。それがまだ350人ぐらいなんで、ちょっと上回っておりますという返事やったです。しかし、実際のところは、私、人手は足りないと思っています。

ですから、危機管理室に象徴されるように、たった水1つのことであっても、今後どうするんだよ。震災前、震災時、震災後、分けていったときに、一体生活はどうするんだと。こういった、その中のシミュレーション、勉強、町長が町民に対して、大丈夫や、こうしたるということを考えなあかんのじゃないですか。それは、町長が考えんでも職員が考えたらええことやけども。

そういった勉強しなくてはいけないことが多々あると想像される中で、今の危機管理室にしても、震災後の話は総務ですよと言われた。僕、危機管理室へ行ったら。そこまでできませんと。そういうことも含めて、今の人材の中で、建設もそうです。もう大変な、事務屋さんというよりも、現場さんが少ないんやという声もよく聞く。そういう中で、人手が少ないなど、私、思うんやけども、町長、どう感じてられるんかなと思うんですが。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

合併時、平成18年度に、5年間の白浜町財政健全化プランというのを作成いたしまして、中長期的な観点から持続可能な財政運営や収支の不足の解消など、財政構造の質的な転換を目指して、全庁をあげて行財政のスリム化、あるいは効率化に取り組んでまいりました。

その中で、同時に、先ほどから出ております第1次定員適正化計画を策定しまして、合併時が400人ほどいたんですけども、職員数を平成28年度までに341人とする目標を定めて取り組んでおります。

第1次計画では、平成22年度までの5年間で35人削減をし、365人とすることを目標として取り組みまして、実際では362人となって、38人の職員の削減を行ったところでございます。

引き続き、平成28年度までの第2次の定員適正化計画によりまして、現在は取り組んでおりますけれども、平成26年度当初では、352人の目標に対しまして、350人の実績となつてございます。

目標としている341人までは、まだ9人の削減を、残る1年半の期間で実施する計画としてございますけれども、議員がおっしゃるように、やはり現状では、課によりますけれども、なかなか十分職員数が足りない。十分ではないところが見受けられます。この辺は、私ももういろいろと苦慮してきましたけれども、まだまだ十分ではないということで、職員の対応につきましても、今現在ではしんどい部分があるかと思っております。

こういったことにつきましては、職員を削減することで、行政運営に支障が来してはいかんのので、やはり影響があつてはいけませんので、この現在も職員の適正化計画はあるんですけども、やはりこの目標は目標でありますけれども、例えば、国体関連の事業、これ今、

まさに来年に向けてやっております。この国体関連の事業や事務、あるいは臨時福祉給付金、今、これも現在やっておる事務でございますので、そのあたりには、当然、人員配置が必要でございますので、人員増となっております。

そういったものも、一時的なものであると思いますけれども、期間限定されたものであって、この事務事業が終了すれば職員を配置する必要もなくなってしまう。ですから、総合的に今、トータルでどの辺のところか、部署が必要で、ほかのところは必要じゃないということも、もちろん出てくるとは思いますけれども、職員数の削減にあたりましては、これから県からの権限委譲による事務事業が増加することも踏まえながら、これまでの事務事業の統合、整理や見直しと合わせて、組織機構の見直しを行いまして、職員削減に対応できる、やはりスリムで合理的な組織再編を進めてまいりたいと思っております。

民間活力の活用も大変重要でございますので、そのあたりも、指定管理制度も含めて民間委託の可能性も、これからも模索していきたいと思っております。

いずれにしても、職員の資質の向上、スキルアップ、そういったものも含めて、皆様方のご意見、住民の皆様の期待に応えられるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお祈りを申し上げます。

13番 玉置君（登壇）

○13 番

最後に、危機管理室の方々と話をしたときに、よく勉強しています。国土強靱化法は使い勝手が悪いから、別の法律を適用して、それでまた財政をいろいろ、避難困難地域の方の解消であるとか、そういうことに取り組むんだと。こういうふうに言っておりました。

避難困難地域というのが、白浜町では結構、数多い。なかなか難しい問題でもある中で、現場へ行って、皆さんの意見を聞かんらん。予算をもらうために、国に申請書を書かんらん。いろんなところの中で、ちょっと差し迫った危機に対応するには、やはり少ない。そのあたりの町長のご英断を、それについて充実させる。金銭的な問題もありますけれども、もちろん予算のほうも含めて、危機管理室をくれぐれも、今後のために、町民の安心と安全をうたうために、充実を図っていただきたいと。私はこのように思っております。

これで、質問を終わります。

○議長 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 12時15分 再開 13時19分）

○議長 長

再開します。

事務局長より、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

休憩中の議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告し、ご了承をお願いします。

本日、議案第75号から報告第14号が提出されましたが、本日は資料配付にとどめることになりました。

議案第75号から議案第85号の決算認定につきましては、申し合わせにより、決算審査特別委員会を設置して審査を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日、議会終了後、全員協議会を開催しますので、よろしくお願いします。

11番、古久保議員から午後からの欠席の届出があります。

以上です。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほど、お願いいたします。

(2) 追加日程第2 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員を次のとおり指名した。

13番 玉置 一

○議長

引き続き、一般質問を行います。

1番 溝口君の一般質問を許可します。溝口君の質問は一問一答形式です。

まず1点目、子育て支援についての質問を許可します。

1番 溝口君（登壇）

○1番

議長のお許しをいただきました。1番 溝口でございます。

それでは、通告に従いまして、今議会の一般質問をいたします。

前回は1項目でありましたけれども、今回は少し欲張りまして2項目について質問する予定になっております。事前に、当局のほうには通告をしておりますので、少しでも成果が出るようにと、そのような質問になるよう質問する側の私も頑張って質問をしたいと思っておりますので、その点、当局におかれましても、成果が出るような答弁になるよう、よろしくお願いします。

そして、まず質問をする前に、議長のお許しを得たいと思うわけでありまして、まず1番の子育て支援について、これは質問の趣旨につきましては、学童保育の充実についてであります。これは所管の教育委員会、主にまた今回、国からの中で、白浜町におかれましては、審議会等が発足をしております。

まず、第1番としましては、子育て支援についてであります。今、言いましたように、質問の趣旨につきましては、学童保育の充実についてであります。これは、きのうも廣畑議員も質問をされておりました。そして、きょうも午前中、同僚議員の水上議員も、深く突っ込んだ質問をして議論がされたところであります。

私もこのことにつきましては、当然今回の3月に議員選挙が行われた際に、私の公約の1つになっております。これは、ぜひとも、何とかしてでも、公約実現のために頑張って、これから取り組んでいきたいと思っております。

でありますから、今回だけで、1回で一般質問が終わると、そういうものではないという

ふうな認識を持っていただきまして、答弁をいただく側の当局側におかれましては、その点を考慮して、将来的に1日でも早くできるような、実現ができるような、そのような答弁をしていただきたいと思います。

それでは、入ってまいります。

まず、今言いましたように、1項目といたしまして、子育て支援についての質問であります。この内容につきましては、学童保育の充実についてであります。今日の、日本のこの社会現状から判断をした場合、学童保育の設置は、本当に働く若いお母さん方にとって、この制度については全くありがたいと。そして、また家庭に何らかの事情がある、そういったご家庭の方において、ましてや今やなくてはならない、そういった施設になっているのが実情であろうかと思えます。

そこで、現在、白浜町では、民間と町営と合わせまして5カ所の学童保育所が実施をしているわけですが、現状はどうであるかと。まず基本的な点について、教育委員会から、最初の答弁をちょうだいしたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 教育長 鈴木君

○番 外（教育長）

ただいま溝口議員から、子育て支援として学童保育の充実について、ご質問をいただきました。

議員ご承知のとおり、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、量の拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、平成27年度に子ども・子育て支援新制度が実施される予定で、民生課が主になって、ただいま準備を進めているところでございます。

教育委員会では、新制度の13ある地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所の事業について、検討を進めているところでございます。

学童保育所は、保護者の就労、病気、その他の理由により、放課後家庭において保育することができない子どもの生活を守る施設であります。また、学童保育所で子どもが安心して生活を送ることができることによって、保護者も仕事を続けることができます。そのような家庭にとって、議員ご指摘のとおり、今やなくてはならない施設と考えています。

今後とも、学年の異なる年齢集団の中で社会性を身につけ、一人一人の子どもたちが、健全に成長するよう支援してまいりたいと考えております。

なお、詳細につきましては、次長から答弁申し上げます。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

それでは、町内の学童保育の現状についてご説明申し上げます。

学童保育は、原則3年生までの児童を対象といたしまして、町直営4カ所、民間委託1カ所の計5カ所を開設してございます。町営の開設状況は、年間約290日、平日及び土曜日、開所時間は、学校授業がある日は、授業終了から18時まで、その他の日は、8時から18時までとなっております。

町内の学童保育所の総定員は135名となっておりますが、平成26年度は、現在まで、

一時的な利用者も含めまして185名の利用となっております。昨年度までの5年間では、各保育所で増減はあるものの、利用総数は170名程度でほぼ横ばいの状況でございましたが、今年度の状況を見ますと、今後少しずつふえてくるのではないかなと予想しておるところでございます。

また各年度によりまして、若干の差はございますが、どの保育所も定員超過の傾向でございます。教育委員会といたしましては、家庭の事情を考慮いたしまして、多少超過いたしましても、施設面また職員体制を検討し、できる限り待機児童を出さないよう対応しているところでございます。

以上です。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、町内の5カ所の大体の状況をお聞きしました。朝の質問でも聞いたとおりであります。

そういった中で、これも朝の一般質問の中で、国の方針が変わりまして、さまざまな子育て支援についての改正の通知が、国から県、県から市町村に下りてきて、今まさに議論をしているところであるかと思うわけでありますが、その1つに、今般の議案に出ていますように、学童保育の実施要項も変わると、そういった議案も出されるところであります。

今も所管の教育次長のほうから説明がありましたように、従来でありましたら、おおむね大体小学校、学童保育といいましたら、1年生から3年生というのが、これが通例となっておりますが、今回、国の制度等が変わりまして、やはりもう少し充実をした子育て支援という形で引き上げられるところの市町村は、小学校といいましたら6年生までを、そういった学童保育の中で受け入れることが可能になるようにと。そのことで、今、日本全国の市町村で、今まさに審議会等でそういった中身について議論をされているかと思えます。

しかし、おおむね1年から3年、それが6年もとなっておりますけれども、従来のご家庭の中では、学童保育はもう3年生まででいいよと、そういった家庭もいらっしゃるかと思います。また反対に、やはり6年生まで学童保育が、そういった形で受け入れをしてもらえると。そういった支援制度の充実というか、変更になって、本当に安心をして、1日でも早くそういったことの実施がしてほしい。そういった形を待ち望んでいるご家庭の方も、本当に多いかと思えます。そういった心からの願いの声が、私の耳にも届いております。

そういった中で、平成26年、今、私持っておりますけど、多分教育委員会等も持っているかと思えますけども、1月22日、内閣府から全国厚生労働関係部局長会議に関する資料が配布をされております。

この中には、さまざまな子育て支援についてのことが載っております。たまたまこの中に、ちょうど学童保育のそういった形の実施についても、審議会の中で、各市町村が検討するようにと。この中では、あくまで想定となっておりますけれども、一応、26年度で全ての子育て支援について各市町村で取りまとめて、平成27年度から実施をします。そういうふうになっております。あくまで想定とはなっておりますけれども、そういった形で今、進んでいるかと思えます。

当然、この内容についても、時間の関係上飛ばしますけれども、白浜町に関しましても、この私が持っている資料と同じ資料を、教育委員会、そしてまた所管をする民生課のほうで

も、これをもとに今諮問会議で諮っているかと思います。

そして、この国からの資料を見ていると、今、私が言いましたように平成26年度中に事業実施の準備をして、平成27年度から事業実施をしていくと、そのように明記をされとるわけですが、白浜町教育委員会として、今は、この学童保育だけに絞って質問をしますが、この中に、平成27年度から想定でありますけれども実施をすると書かれておりますが、教育委員会としては、この資料を、国からの資料をもとにどのような計画を持っているのか。また、計画を持っていないとしたら、今後どのように進めていく計画を立てているのか。その点について、教育長の答弁を求めたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

溝口議員ご指摘のとおり、26年1月22日付で内閣府による資料は教育委員会にも届いております。その後も随時、内閣府の子ども・子育て支援新制度施行準備室等から通知されており、それを参考にしながらスケジュールに沿って、民生課を中心に教育委員会も準備を進めているところでございます。

また、全ての自治体におきましては、平成26年度中に条例の制定、また、子ども・子育て支援事業計画の策定など、子ども・子育て支援新制度の平成27年度事業実施に向けた準備を行うこととなっております。

教育委員会では、まず、今回の議会定例会におきまして、国が定める基準に基づきまして、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を上程させていただいております。この条例が制定されましたら、これに基づきまして、町の関係条例等の整備を進めることになっております。

また、今後の計画につきましては、現在、民生課とともに児童福祉審議会で協議しながら、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の策定にも取り組んでいるところでございます。

現状では、ことしの1月に実施いたしましたニーズ調査結果を分析いたしまして、利用者の見込みの設定及び利用定員が不足する場合等の、地域ごとの整備目標を検討しているところでございます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

はい、よくわかりました。

今、次長が申しましたように、今まさにこれについて、協議をしていると。そのことについて、少しお聞きをしたいと思いますけども、内閣府から出たこの資料ですね。この資料に基づきまして、白浜町においては、この国のこういった子育て支援について、今、これらの審議をする審議会があるかと思うんですけども、それで既に、この内容から見るとかなりのハイペースでいろいろな点を、やはり27年度から実施をしていくと。想定でありますけど、実施をしていくとなれば、かなり詰めた内容というか、スピード感を持った形で審議会を進めていかなければならないかと思うわけですが、この全体の案件について、たまたま今回、私は教育委員会の学童保育もこの中に入っていたわけですが、これら学童保

育だけの審議をしていくわけではないかと思うわけでありますけども、一体、これらのメニューについて、今の審議会では、どのような形で進めているか、お聞きしたいと思います。

そして、現在、どのような状況になっているのか。その点について、町当局の答弁を求めたいと思います。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

児童福祉審議会の開催について、報告させていただきます。

昨年12月に第1回目を開催し、その制度全体と、ニーズ調査の内容について説明させていただきました。その後、1月にニーズ調査を行いまして、3月末に、業者委託しております関係で、調査結果の概要がまとまりましたので、そちらを報告させていただき、その後、人口推移等を含みました見込み料のほうが出てきますので、ちょっとそこに手間取りまして、8月末に、今年度の第1回目を開催し、そこでニーズ調査の結果と人口推移等から求められた今後の見込み料の数字を、報告いたしたいところでございます。

この後は、その見込み料が現状と大きくかい離している場合は、補正が必要となり、また必要料に対し、支援の確保方策等をご審議いただくこととなってまいります。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今の民生課長の答弁を聞いておりましたら、こういった審議会に関する内容等について、審議会を行うについて、さまざまな資料の調査というんですか。そういったことに時間がかかったと。それで、第1回目の審議会が開かれたのが、今年の8月であると。それで、もう既に、9月の、きょうは11日であります。あと残された期間、この平成27年度から実施をすとなれば、これはかなりのハイペースな形で審議会を開催して、そして、審議会を開催して方向を決定するだけでありましたら、それで済むんでありますけども、当然、そういった形を進めていくということになりましたら、財政的な、そういった面も必要になってくるわけであります。

そこまで詰めて、27年度から実施をしていくと。今のペースでやっていけるとお思いですか。どうですか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

正直、現場もすごく今混乱しているところでございます。新しい制度になってきますと、保育料とか、そういう関係のシステム改修も入ってまいります。そちらの改修の費用は、もう予算取りはできておりますけども、今後、例えば、保育士をふやしていかなければならないとなりましたら、来年度の当初予算にもかかわってまいります。学童についても、そういうところについても、多分、予算取りしなければならないところも出てくるかと思っております。早急に方向を決めていただかなければいけないんですけども、審議会にもかけていかなければならないとは思っております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

今、課長がおっしゃった答弁が、まさにそのとおりだと思います。やはりこういった、これだけの内容について、やはり実施をしていくと。そうになりましたらいろいろな整合性、学童保育ではありませんが、そういう保育園等とか、そういったことから始まって、いろいろな料金改正等であるとか、条件等が変わってくるかと思うわけであります。

ですから、私の考えでは、今お聞きになるまで、私、全く不勉強で申しわけなかって、知らなかったんですが、8月に1回目が開かれたと。それまでに、いろんな資料等が審議会を開くにあたっての、そういった資料等の作成に時間がかかったと。それで8月が1回目と。今のペースでいきましたら、常識的に考えましたら、27年度4月1日から「よーい、ドン」で、これだけのメニューがスタートできるとは到底思えないわけでありますけども、しかし、やはり少しでもこれのとおりに進められるように、私は、今回学童保育についてを質問しているわけでありますけども、何も学童保育だけ必ずやってくれとは言うわけにはまいりませんけども、やはり最低、月に1回とは言わず、私の感覚から言いましたら、最低でも月に2回、3回と、その月によりましたら2回というふうな形でありますけど、やはり月に数回、これを重点的にこういった審議会を開いて、27年度からこれのメニューについて、全て「よーい、ドン」の白浜町としてスタートすることができたと。そして、また中身によれば、新年度を迎えずして、「よーい、ドン」でスタートできたと、そういった項目もあつてしかるべきであると。

それが、本来行政の住民に対する責任であると。住民サービスの一環であると。最大の住民サービスの一環であると、私はそのように思っておりますので、民生課長、大変所管の要役の課として大変かと思っておりますけども、そこら辺は、ほかの関係する課を引っ張っていただきますよう、やはり審議会の回数も月1回とか、2カ月に1回では、必ず、来年の27年4月1日には実施はできないと、私はそう思います。ですから、その点よく考慮して、町当局と、当然お金も要るわけであります。財政的な裏づけなくして、事業が発発するわけにはいかないわけです。そういった点も詰めていかないと、12月には、来年度の当初予算の編成が始まります。ということは、残された期間は、あと2カ月ちょっとしかないんですよ。27年度でやろうと思えば、財政当局と話をつけなあかんわけです。となったら、来年の3月まで時間があるんじゃないんです。12月までしか時間がないんですよ。そのことをしっかりと肝に銘じて、これから審議会を進めていっていただきたいと、このように思います。

それでは、進めます。

先ほど、5カ所の白浜町のこの学童保育所に関する各小学校の保護者の方々の意見をお聞きしたら、ニーズ調査をお聞きしたと。それには、先般、少し事前にお聞きをしましたら、300名ぐらいの方だったか、朝の答弁では290件ですか。があつたと。しかし、各小学校、小学校において、若干の差があるかと思うわけでありますけども、今後、教育委員会として、そこら辺の点も、やはり正確につかんでおかないと具合が悪いんじゃないかと。いたずらに時間が過ぎるだけで、1日でも早く活用している、そういった保護者の方も、働くお母さん方、そしてまたご家庭に事情のある方々が、何としてでも1日でも早く6年生まで学童保育の延長が、せつかく国としての方針を打ち出してくれたわけでありますから、白浜町も条例改正を1日でも早くできるように、そういった取り組みができるような、そういつ

た資料を作成して、やはりこの議会に12月議会にでも、私は胸を張って条例改正を提案すべきであると、そのように思っているわけでありませけれども、今後、教育委員会としては、どのような手続・手順を踏むつもりであるか。もうちょっと具体的な突っ込んだ答弁をいただきたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

現在、溝口議員がおっしゃるように、ニーズ調査の中で、学童保育所ごとに、どれぐらいの要望があるかという部分を調査している段階でございます。

今回の9月上程の基本的な条例のほうが制定されますと、先ほど申し上げましたように、白浜町の条例の制定、それから、その施設ごとでどれぐらいニーズがあるか調べた結果、学童保育所ごとにどれぐらい整備が必要かという部分も出てくるかと思えます。そのあたりの施設の整備に対する計画のほうも策定していかなければならないと考えております。

また、その27年度の実施につきましては、現在、それに向けていろいろと検討している段階でございます。何とか26年度中に計画のほうを策定いたしまして、それにのっとった形で、27年度4月から、何とか事業の実施ができるように取り組んでいる最中でございますので、そのあたり、またよろしくお願ひしたいと思えます。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

そこで、基本的なことをもうちょっと聞きたいと思えます。

白浜町には、5カ所の学童保育所があります。同時に、この5カ所全体が、6年生までのそういった児童の受け入れの準備が整うまで、どこか5カ所のうち1カ所でも先行して、これは実施できるなというような、そういった場合であるとか。やはり私はこの、今言ったように、私の思ひは、この5カ所の学童保育所のうち、1カ所でも2カ所でも、今のままの施設の内容で、そしてまた、教育委員会もこれからニーズ調査の詳細についての、そこら辺の調査をすると、その調査の結果、今すぐにでも、これは6年生まで受け入れられる施設があると、そういった学童保育所があれば、教育委員会としてはどうするんであるんかなど。当然、今回の条例とは別に、再度、条例改正をこの議会に提案して、当然議会議決が要るわけでありませけれども、次の議会と言いましたら12月議会になりますけれども、もしそこまで、12月議会にまで、そういった今のままの施設の内容で、学童保育の延長ができると。すなわち小学校6年生まで受け入れられる施設が5カ所のうち、1カ所でも2カ所でもあった場合、教育委員会としてはどうするつもりか。そこら辺の点のお考えを聞きたいと思えます。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

現時点で受け入れ可能な施設から、受け入れを行っていくという方法も十分教育委員会のほうでも理解してございます。そういったことも踏まえまして、現在、検討中でございますので、ご理解のほうお願ひしたいと思えます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

ということは、うまくいけば、希望的な観測でありますけども、ひょっとしたら12月議会に条例改正の議案が提案もされる可能性があるかと、そのように把握をしたいと思います。

そしてまた、この教育委員会では、教育長、教育委員会内部だけではなくして、教育委員さんが所属しております。この教育委員会では、月に一度、定例の教育委員会会議ですか、ここで、最終の白浜町の教育行政がどうあるべきかと。そういった議論を経て、白浜町の教育行政の方向を決定するわけでありまして、その12月議会でも、今、言いましたように、せめてやはり私は対応できる施設があるかないかをまず検討していただいて、月一度、定例教育委員会があるわけですから、10月、11月と、この9月にはもう既に開催されたかどうか、私は存じ上げませんが、その中でも、議題として、これは出すべきであると。

審議会は審議会として、今は粛々とやっておるわけですが、せめて教育委員会としてこの方向性を早く、そういった方向性を決め、反対に審議会に対して申し入れを行うべきであると、私はそのように思うわけでありまして、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のとおり、学童保育所の設置条例等、また学童保育所にかかります子ども・子育て支援事業計画についての案がまとまりましたら、当然教育委員会でご協議いただくこととなってございます。

また、その提案の時期につきましては、事務の進捗状況を見ながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

教育委員会の中でもいろんな手続等あるのも、よく存じ上げております。しかし、ここはやはり一発、心意気というか、せつかく国の制度が変わって、議員の質問のように、うまくできたら、12月にでも条例改正の提案ができるように頑張っていきたいと、そのような答弁をすることはできませんか。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

議員おっしゃることも理解はできるんですけども、作業といたしましては、先ほど申し上げましたように、さまざま作業が残ってございます。施設の整備をどうするのか。また、それで細かいところから言いますと、指導員さんの数をどうするのか。それから、今ある定数をどうするのか。さまざまなことについて検討していかなければなりません。

議員、おっしゃるように要件の緩和だけということにはいきませんので、そういったこともあわせて提案する必要がございますので、そのあたり何とかよろしくお願ひしたいと思うんですけども、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

先ほどの答弁の中で、町内に5カ所ある中で、現状のままでも、そういった延長の、小学校6年生までを実施ができる施設があれば、それも前向きに検討したいと、その旨の発言があったと思うわけでありますけども、やはりそういった点を、今後の教育委員会定例委員会にかけて、やはりそれは教育委員会としての方針として、やはり決めていただきたい。

そしてまた、当然、施設の改善が要る、いろいろ、また規模等の問題でいろいろこれも、また財政当局との話し合いも必要になってくる施設もあるかと思えます。場合によっては、移転をしなければならない施設も出てくるかと思えます。

そんな中で、具体的な事例を1つ申し上げますが、白浜町に5カ所あるうちの1つに、日置にガンバクラブという学童保育所があります。ここのガンバクラブの保育所では、保護者会というのが存在しておりまして、ものすごく昔からしっかりと熱意を持って、この学童保育の運営について、本当に熱意を持って取り組まれております。

そういった方々がアンケート調査をした結果を、披露して申し上げましたら、今でありますけども4年生から6年生までの、そういった児童の方の中で、希望する方は、今のところでありますよ。ガンバクラブの保護者会の方がアンケート調査をした結果、2人であると。となれば、今現在は、16名の1年生から3年生の方が、今、学童保育所に通っておるわけです。そして、アンケートの調査の結果でありますけども、4年から6年までは2人と。これを額面どおりになりましたら、合わせて18名で、今すぐにでも、教育委員会の中で、教育委員会定例委員会の中で条例改正をして、今、この審議会で諮っておりますけども、その中でいち早く実現ができるところは実現をしても、私はスタートしてもいいのではないかと。そういった点についても、審議会の中で協議の対象になってもいいのではないのかと。

この今の例から申しましたら、施設の整備費ゼロ、支援員の増員ゼロ、必要経費は1円もかからないわけでありまして。それで今すぐ、スタートできる。当然、私が言うだけでなしに、当然教育委員会としても、その点について、議員が言うているように、ほんまかどうかというのをもう一度、再度教育委員会で調査をするかと思えますけども、もし、私が今言っているようなことが現実であったら、今すぐにでもスタートできるわけです。

たまたま審議会の中で、学童保育についても、スケジュール的に平成27年度からとなっておりますけども、そういうふうになりましたら、もしスタートする、そういった英断を下すことができることがありましたら、来年年明けからでもスタートしよう思うたらできるわけです。どれだけ、そういった形の中で働く若いお母さん方や家庭に事情にある方々が、安心して、そういった形で仕事に取り組めるか。そうしてまた、自分の子どもに対して安心して、そういった施設に通わせることができるか。これは、やはり行政として1つでもそういった地域、ずっと施設の改善ができるのであれば、これは諸手を挙げて喜ぶべきであると。行政の悪いところは、何でも横並びで「よーい、ドン」で行かなあかんと、そういうふうな形でとられて過ぎていく感も、私はあるかと思うんですけども。そこら辺については、どういうふうなお考えを持っておりますか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

利用者のニーズの増加につきまして、議員のおっしゃるように、受け入れ可能な施設のほうから受け入れていくことも1つの方法かと考えております。ほかにも、段階的に年齢を上げていくとか、優先順位をつけるとか、そういったいろいろな方法があると考えてございます。

方法について、現在、白浜町にとって、どういう方法が一番ベストなのか、それを検討している段階でございますので、もう少しお待ちいただけたらというふうに考えてございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

これは、今も言いましたように、1つの大きな課題が解決できる地域が1つでも減る、学童保育所の中で1つでも問題が解決できる施設があるということについては、行政にとっても、大変メリットになる。その解決することについて、何も財政的な必要も、今のところ、私が申し上げたとおりであれば、財政負担も何もないわけでありまして。行政にもメリットは出る。そうやって通っている保護者の方、お母さん方、そして、またそういった事情のある家庭の方についても、本当に安心することができる。

そういったことを念頭に置いて、教育委員会におかれましても、そこら辺の点を十分考慮して、せめて12月議会ぐらいには、こういう形の方向で行きたいと。こういう方向で、前向きな形で今検討していると。再度、答弁を、もう一度していただきたいと思うわけでありまして。

教育委員会の意気込みを示してみてください。どうですか。

○議 長

番外 教育次長 寺脇君

○番 外（教育次長）

溝口議員のご意見を踏まえまして、支援を必要とする方が、必要な支援を受けられるよう整備を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

ここで、財政的なことが当然、先ほど要ってくる。そんな中で、町当局のほうにもお聞きしたわけでありまして、それとやはり町長にも最後、ひとことお聞きして、この学童保育についての質問は終わりたいと思うわけでありまして、やはりこういった可能性のある施設もあるわけでありまして。

そして、また当然、この整備をしていけば、この国のいろんな中にでも、学童保育所以外にでも、保育所であるとかいろいろあって、本当に今、厳しい財政状況の中ではありますけれども、審議会で協議をして、平成27年度からスタートする。当然、12月の予算編成のときには、ある程度の骨格ができていなかったら、27年度からスタートは、私はできないと思うわけでありまして、町長、この点について、1つでも、2つでも財政的な支出がなくして、条例改正のみで出発できる施設があると、そういうような形で、安心が、そういった形が持てる、そういった保護者の方々がいらっしゃるということも現実でありますので、

そこら辺、町長としての基本的なお考えを聞いて、この質問を終わりたいと思うんですけど、町長、どうですか。最後、町長のお考えは、どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

今回の一般質問におきましても、3人の方々からこの学童保育につきましては、ご質問をいただいております。それだけ、非常に関心が高いというふうに、私もとらえておまして、学童保育の拡充というのは、やはり喫緊の課題であるというふうにはおさえております。

その中で、先ほどから出ておりますように、やはり、もちろん例外的に今までも枠を外れて余裕があるときに、4年生以上の学童を受け入れたということがございます。これは、例外ということで、そのときには、まだ状況が可能だったということがありましたけども、先ほどから出ておりますように、財政的なことはもちろんあるんですけども、まずは、施設の整備をどうするか。あるいは、指導員の先生方をどういうふうに配置していくかということが、やはり大きな課題で、そこを詰めていかないといけないと思います。

いずれにしても、この児童福祉審議会、あるいは庁の中でも、そういった教育委員会の中でも、もっともっと議論をしていただきまして、よりスピーディに、これはできるだけ臨機応変にと言いますか、やっていかざるを得ない課題だというふうに思っております。

子ども・子育て支援計画に基づきまして、これを実施していくということが喫緊の課題であり、私どもの課せられた責務であろうというふうに思っております。

教育委員会にもお願いをしながら、学童保育の拡充には、前向きに取り組んでいけるように、これからも検討してまいりたいと思いますので、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

○議 長

1番 溝口君(登壇)

○1 番

今も町長も明確に前向きに取り組んでいきたいと、その旨で、教育委員会におかれましても大変かと思っておりますけども、12月議会にでも、先ほど言いましたように、条例改正の提案ができますよう、大変かと思っておりますけども、前向きに1つよろしくごお願いを申し上げまして、最初の子育て支援についての質問を終了いたします。

○議 長

以上で、1番の子育て支援についての質問は終わりました。

次に、2点目の湯崎漁港整備事業についての質問を許可します。

1番 溝口君(登壇)

○1 番

30分ぐらいでと思っていたんですけども、ちょっと時間が経過をしましたので、途中ひよっとしたら飛ばすことがあるかも知れませんが、スピーディに町当局の答弁をお願いいたします。

それでは、次に2項目の6月議会に引き続きまして、湯崎整備事業についての質問をしたいと思っております。

これにつきましては、事業の経過の現状について、6月議会では質問したわけですが、まず、私が一番気にかかることは、この6月議会の一般質問のあと、株式会社フィッシ

チャーマンから和歌山南漁業協同組合宛に出して、その後、和歌山南漁業協同組合から議会と、そしてまた町当局にも、この2枚の紙が届いたかと思えます。

この中で、一般質問が終わった後の議員懇談会の中で、席上、私は質問をいたしました。明確に町当局のほうも答弁をしていただいているかと思えますけども、この中にはフィッシャーマンから和歌山南漁協に出した書類の文書の中に、ここに書いておりますけれども、経営状態に関する事、つまり決算額の公表はしないことを町に対して、当社が秘密の条件を伏して、町当局にのみ情報を提供すると、そういった秘密の約束ごとがあったんやと。決算状況は報告するけども、これはあくまで秘密ですよ。町当局のみ、秘密で出すんですよ。そういった約束ごとがあったというふうに、これにはつきりと書いてあるわけです。

そのことで、私は原稿の段階で、そんな約束ごとがあったのかと聞きましたけども、その質問に対しての答弁は、そういったことは引き継ぎにも聞いておられないし、また、してもいない。把握もしておりませんと。

それだったら、これはやはり町宛に、フィッシャーマンから直接来たわけではありませんから、これは和歌山南漁業協同組合を経由して、フィッシャーマンに対して、この訂正を申し入れるべきではないんですかと言いましたら、訂正をしますと。そういうふうに明確な答弁をしておりますが、その後、そのような申し入れはしたんでありますか。

町長の答弁を求めます。

議員懇談会の中には、担当部局、副課長、課長、町長、副町長も同席をしておった。その中で明解に答弁をしておりますけども、それでその後、少し経ってから、町当局に、この和歌山南漁協の関係者の方、そして、フィッシャーマンの関係の方、他にも四、五名の方がお見えになって、町当局との間でもお話し合いがあったと聞いております。

私はその中で、これは間違いなので訂正をという、そういうように申し入れをしたんかなというふうな形で思ったわけですが、後で確認をしましたが、そういったことは言っていないということも聞いております。

まず、このことについてはどうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず、議員より湯崎漁港整備事業の経過と現状についてのご質問をいただきました。

株式会社フィッシャーマンから和歌山南漁業協同組合宛に出された文書の文中にあります、当社が秘密の条件を付して町当局にのみ提供した、の秘密の条件を付して、につきましては、経過を調べましたところ、そういった取り決めはなかったというふうに認識をしております。

また、去る7月11日に行われました町当局と漁業関係者との懇談会では、質問や要請に対して町の回答を行ったもので、そのことについては話をしていませんので、近々指定管理者である和歌山南漁業協同組合へ話をしたいと考えております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

これは当然、やはり町長、今答弁していただいたようにしていただかないと、打ち消していただかないと、白浜町行政が、ある指定管理をして、その指定管理者がまた、指定をした

ところと町との間で、そういった決算額については秘密やでと。秘密で町にしか出せへんぞと。そんなことが一般町民の間に知れ渡ったらとんでもないこと。もし本当でありましたら。これは、明確にそうではないと。そしてまた、喫緊に今、町長の答弁でそれについては申し入れをするということでもありますんで、これはやはり早急にそういったことすべきであると。これがいつまで尾を引いて、こういったことは長引かせれば長引くほど、いろいろなねじれとか、複雑になってくるんだと思いますので、これはもう町長の答弁のとおり、私も早急にさせていただきたいと。そして、やはり行政としてすべき問題であると。そのように思います。

それでは、進みます。

次、この施設については、当然、指定管理者そういった条例を使って、指定管理者制度を使って、白浜町が和歌山南漁業協同組合に対して指定管理をしているわけであります。

当然、経営に関する報告書ですね。指定管理者制度、そういった条例については、報告書は当然、和歌山南漁業協同組合から白浜町に、その年度が終わって60日以内に、そういった経営に関する報告書を提出するのが、これはもう、歴然と決まってるわけであります。

今回のこの決算報告書、議員懇談会ですか、ちらっとA4サイズ、このサイズですけども、収支報告書、収入と支出と項目があって、すぐその決算書もすぐ引き上げられましたけども、こういった、つまり、日報月締め、そして年間総額の収支報告書が正式に今回は、今年度、つまりことしの3月が終わってから、この指定管理を受けている和歌山南漁業協同組合からは、正式な、そういった決算報告書はあったんですか、なかったんですか。どうですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

指定管理者から出されました報告書は、指定管理条例で示されております内容のものはございませんでしたが、提出されます報告書、3月末までの年間の総額の収支報告書となっております。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

今の所長の言った意味、あまりわからないんですけども、指定管理者制度にのっとった報告書ではなかったが、決算書は提出をされた。つまり、決算書だけが提出をされたというふうに理解をすればいいわけですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

はい、そうです。

○議長

1番 溝口君（登壇）

○1番

これは、当然、こういったこのフィッシャーマンをつくるのは、総額、前回の一般質問でも申し上げましたけど、6億円ほどの、国費が半分3億ほど、そして町負担が3億ほど、要

ったわけです。総額6億ちょっと要っているわけであります。

当然、これは国の会計検査の対象になるかと思えます。この中で、建物だけの会計検査で済めばいいわけでありますけども、運営に関する報告書を、もし会計検査員から求められたら、一体どうなるんですか。考えただけでも、寒気がして恐ろしい。

ひょっとしたら、会計検査から返還命令が下るかもわからない。そういった重大な問題であるというふうに、やはり町当局は認識をしていただかないと、あとあとつけが回ってくるのは、町民に必ず回ってくると、私はそのように思っているわけです。

その点については、やはり今後、そういった内容でありましたが、指定管理を受けている和歌山南漁業協同組合に対して、やはり指定管理者制度にのっとって、こういう報告書が要るんですよ。指定管理者に言って、そこから指定管理者がまた指定をした株式会社フィッシャーマンに対して、申し入れをしてくださいよと、してくださいというか、指導をしてくださいよですね。やはりそれが行政として、もう一度、和歌山南漁業協同組合に正式に、私は申し入れをすべきであると。

ほかにも、白浜町には指定管理者制度をしている建物、大きな商業施設等がございます。そういった事例を出して、引き合いに出して、こういう報告書が要るんですよというのを、教えてあげるべきではないんですか。そして、また指導すべきではないんですか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

議員ご質問のとおりでございます。指定管理条例に沿った事業報告書の提出を、今後指定管理者である和歌山南漁業協同組合に指導を行っていきたいと考えております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

それは、必ず行ってくださいよ。これがもし、先ほど言いましたように、国の会計検査で引っかかったら、申し開きも何もすることなく、白浜町にとってとんでもないことになることになってまいります。

次に進みます。

きのうの一般質問でも、古久保議員がおっしゃってございましたパラソル購入の件についてであります。6月議会でも、もめにもめましたですね。このパラソル購入については。当初、町としましては、照明というか、その施設を当てる照明ですから一般の照明ではなくして、それと、これのパラソルの2件の案件を正式に議案として提案をいたしました。

そんな中で、今でも私は覚えておりますけども、正副議長室に町長、副町長がお見えになったときに、大変厳しいですよ。そういうような話もありましたが、やはり提案をもうしているわけでありますから、この2点をそのまま粛々と議案として提案をしたいと思っております。そのように町長が申されました。

しかし、その日の夕方になって、一転して、このままでは2つとも成立がとてやない、不可能な状態のような形ですよ。それがわかったとたん、1つの照明に関する議案を引っ込める。これも行政として、私も6年間、議員をやらせていただきましたけども、初めて経

験したことであります。一度提案をして、提案理由の説明までした議案を、町当局が引き下げる。これ自体、1つとっても異常な事態でありました。

そんな中で、どうしてもこのパラソルの購入をして、この夏に向かって、そうしてまたこの夏が最後のチャンスだと思うんです。やはりお客さんの集客について、日よけになるようなこのパラソルの購入については、何とかお願いしたいと。そのような町長の熱い思い。そして、またそういった事業者からの熱い思いが通じたんかどうかわかりませんが、反対、賛成がありまして、結果は通りましたけども、7対6で、1人の差で可決されたわけであり

ます。きのうも、古久保議員もおっしゃっていましたように、当然、我々も議決がなれば議決がなつたで、やっぱりそれで頑張っていたかかないと、そのような思いが、それが議会人であり、やはり賛成多数、民主の中で多数決の理論で、やはりこの事業はすべきである、すべきじゃない。しかし、その結果、賛成多数取って、1人の差でもやはりこれをすべきであると、そういう判断が下されれば、やはりこの事業がうまくいけばなと思っていたわけであり、きのうの古久保議員が言うたとおり、まだ、13基のパラソルが購入、入札を行って、納入期限を7月20日であったと。しかし、いまだもって、3基か4基しか入ってなくて、その間途中で、代替のパラソルを貸してもらっているか何かですけど、まだ正規には、あと8基か9基が入ってこなければならぬわけでありまして、きのうの古久保議員の質問の答弁では、9月30日にしか入ってこないと。

全く、この結果をもって、私が素直に思うには、多くの町民の方々から、非難の声が湧き起こっております。私の親の代からの大の支持者の方にはっきり言われました。町当局も信用することできへんけども、おまえら町議会の議員も信用すること、もうようせんなど。こんな事態になる結果も、わからなかったんかと。町当局も議会も、よう信用せんと。税金も払う気も起こらんわと。そう、はっきり言われました。まあ、何と言いつ返す言葉なくて、情けないばかりでありました。

こういった現状について、そして私はまた、きのうも古久保議員が言いまして、初めて町長も議会に対してかどうか知りませんが、まことに遺憾であったと。そのような言葉を申し上げておりましたけども、私は、これは議会軽視も甚だしいと。そういった議会軽視の甚だしい町当局の対応であったと思っております。

当然、こういった中で、議会運営をしている正副議長にこういったことになって、まことに申しわけなかったと。そういうような言葉があったんですか。なかったんですか。どうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

パラソルの購入につきましては、昨日も申し上げましたように、町当局としましては、6月議会での経緯を考えますと、今回の納品のまず遅延には、不可抗力の要素があったとは言うものの、まことに遺憾に、真に反省をしておるところでございます。

これからのことにつきましては、これを教訓にしまして、今後、町当局と、そしてまた事業者である指定管理者との協議の中で、しっかりと理解をしていただきながら、町民の理解を得られるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

町民の方には当然、報告しなければならないかと思えますけど、議会に対してはどうなんですか。私は、今回の件は議会軽視も甚だしいと、そのように、今も発言をしているわけです。そのことについて、普通本来でありましたら、議長、副議長を通じて、やはり議会に、こういった経過になって申しわけないと、そういった言葉があつてしかるべきではないんですか。そのことはまだ聞いておりませんが、町長、こういったことについては、議会軽視でも何でもないと。そういうふうな認識は持たれていらっしゃるんですか。どうなんですか。もう一度、お聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議会軽視というふうに言われますと、この辺は、私どもも議会の皆様にご理解をいただきながら、今回の議決に至ったわけでございます。その中で、結果的に納入がおくれておりますこと、当初の予定が変更になりまして、9月30日になってしまっているということは、本当に町当局としても、この事態につきましては、遺憾に思っておりますし、そのことにつきまして、今回、議員の皆様には正副議長、もちろんでございますけれども、深くお詫びを申し上げたいというふうに思います。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

きのうからも言いましたように、答弁で言うておりました。そして、今また町長も、この落札した業者ですね。きのうも古久保議員がおっしゃってございましたけど、違約金を当然請求すべきであると、当然請求しますと。しかし、比率は0.1、ということはつまり、1カ月で3万円ぐらいになるんですかね。そういったペナルティと町長もおっしゃってましたように指名停止、それが白浜町内の指名委員会等に諮ると、そうでありますけど、私は、このペナルティについては、物品購入については、0.1と、そういった違約金が決められているようでありますので、これは金額が少なくても、これは仕方がないと思うわけでありますけども、次のこの指名停止ですね。ペナルティ、当然、これだけのことをして、白浜町の観光、これをもって、何とか立ち直しをしていきたい、やりたい。その当局の思いを、この落札した業者は踏みにじったわけでありまして。天候の不順どうこう関係ないわけです。船で運ぶことができなかつたら、航空便で運んだらええわけでありまして。それが、9月30日にしか入らん。すったもんだした挙げ句、9月30日にしか入らん。当然、指名停止どころか、永久指名停止で白浜町には、今後、この業者は二度と指名には入れないと。それぐらいを、今回のこの落札したJTB商事には、申し入れをすればいいのではないんですか。どうなんですか、その点。基本的な考え方を、町長の考え方をお聞かせ願いたい。当然、これは指名委員会で決めるわけでありまして、白浜町の長として、こんな事態を引き起こした業者を、指名を、例えば3カ月、半年、1年、いろいろ期間はあるかと思えますけども、再度、こんな業者を入れるんですか。どうですか。その点の基本的な考え方を。どう思つてらっし

やいますか、町長。

私は永久的に、白浜町には指名を入れないと。それぐらいのことをしでかしたと、私は思っておるわけですけども。これは、最終は指名委員会が判断すべきである内容でありますけども、首長としてどう思っているかということ、私は聞きたいわけです。どうですか。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

町長の答弁の前に、私のほうから。

指名委員会の委員長は私になってございますので、まず、この指名委員会に諮らせていただいて、その結果を町長にお伝えしたいと、このように考えてございます。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

指名委員会で決まったことが、もし町長には進達になって、町長がそれではちょっと処分、軽いのと違うかというような形の話があった場合は、もう一度指名委員会で、当然、このことについて論議をすることは可能なことになるんでありますか。どうですか。その点、教えてください。

○議 長

番外 副町長 林君

○番 外（副町長）

町長からそういうふうなご意見がありましたら、再度、指名委員会を開催したいと、このように考えております。

○議 長

1 番 溝口君（登壇）

○1 番

指名委員会でどういうふうな結論を出されるかわかりませんが、私は町長に申し上げたいと思います。

このように町長が、天候の不順で、ことしの夏の来泉客が減って、いろいろ経済的にもまいちだったと報告がありますけども、これをもって何とか起爆剤の1つにしたいんやと。町長が精一杯、議員懇談会等で訴えをして、それが通ったわけでありまして。そして、入札をした。公正な入札をした結果、納入期限は、7月20日、それが9月30日しか入らんねと。そういった業者は、今後二度と白浜町には指名をすべきでないと、指名委員会がどういうふうな結論を下すか、私は知りませんが、そういった進達が来た場合、町長は、私はやはり、もう一度指名委員会に、例えば、半年、6カ月とか、そういった期限付の指名委員会の結論でありましたら、町長はもう一度、指名委員会に、これは永久的に白浜町から指名を入れないと。その旨を、私は通達をすべきであると、そのように提言を申し上げたいと思います。

それでは、進んでまいります。

次に、6月議会でも少し聞きましたけども、当初のこの湯崎湾の、この一部を埋め立てて、今現在、町直営の駐車場をつくったわけでありまして、当初の収益の予想は、これは6月議

会でも、当初、この湯崎湾の一部を埋め立てて駐車場をつくって、その収益を持って、起債の返還に充てると。起債の返還に充てるとなれば、多分、一千何百万か二千万近い収益を、当初は見込んでおいたわけでありまして、そこら辺の当初の収益の予測と、現在の、今のこの1年間の収益はどれぐらいであったかを聞きたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

ご質問の事業実施前の当初計画での駐車場収益見込額は、年間2,000万円。その後、料金、台数等の見直しを行い、収益見込額は、年間2,080万円、駐車場可能台数119台の計画でありました。

実績は、供用開始の昨年8月から今年7月まで、1年間の駐車場収益は270万円、駐車場所可能台数が109台であり、計画に対し約1割程度の収入であります。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

何と申し上げていいかわからないような数字であります。そのときに、私も公共工事というのは、あくまで収益を追求する、そういった民間会社ではないというのは、私もよく把握しているわけでありまして、あまりに当初の、この収益の予測と現状の今聞いた収益、駐車場台数は若干、10台ほど少なくなっておりますけれども、それをさっ引いても、あまりにも開きがあり過ぎる。

私もあの地域には、当然駐車場がない、駐車場整備を必要やという形で、私も賛成をしてまいりました、当初から。しかし、今のこの数字を聞いてみたら、どうだったのかなど。自分自身で考える、その点も、やっぱり湧き起こってきます。頭の中でどうだったのかなど。

私は、しかし、必要であったなと思っているのは思っているんですよ、今でも。しかし、事業を開始するときに、あまりにも議会に対しての説明をしたこの金額と、今の現実の売り上げの金額のかけ離れた金額、これを町民に言った場合、どういう反応が起こるのか。これまた、議会もまた、おまえら何しとったんと言われるのは、間違いない話であると。しかし、それを覚悟して、また私も町民に対して、自分の議会通信をもって町民の皆さん方にご報告をする。これは議員として義務があるなど。批判をされても仕方がないと。そういう思いで、どういうふうに関後、このことについて説明しようかなど、今思っているわけでありまして、それは進めてまいります。

この湯崎地域のこの漁港整備を含めた駐車場整備については、私も、今も申し上げましたように、当時議会からの議決の際には賛成をいたしました。現実には、しかし、今、所長から報告がありました収益見込みと現実の収益を比較すると、本当に何か釈然としない思いもございます。

町長が6月議会の私の質問の答弁で、事業を進める結論を出したというふうな認識は正しいかと思っております。そういうふうに関、町長は、私の質問に対して答弁をしております。

先ほどからの収益を聞いたら、今、改めて町長もどう思われておりますか。そのときには、町長はまだこういった政治の場にはいなかったと思うわけでありまして、今現在は、白浜町長としての立場であります。そういった立場から考えれば、どう思われますかと。素直

な町長のお気持ちを、お聞かせ願いたいと思います。どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

この事業につきましては、湯崎漁港整備事業ということで、過去の歴代の町長さんをはじめ、多くの関係者の皆様方のご尽力によりまして、ここまで今日に至っておるわけでございます。それはもう、どなたも町民の方もかなり歴史をかけて、ここまで事業がようやく完成したということにつきましては、町民の方々の理解も進んでおるといふふうには思っております。

しかしながら、この駐車場の収入の低さと言いますか、これには、町当局としては、やはり料金設定ですとか、あるいは利便性など様々な要因は考えられるんですけども、私自身としましては、町の見通しと言いますか、試算がやはり甘かったのではないかなというふうに感じております。

この駐車場につきましては、議員もお話いただきましたように、必要性と申しますのは、やはり多くの町民の皆さんには、支持されているというふうには思っております。

しかしながら、このいろんな要因もあったわけですけども、特に、夏場の、7月、8月の駐車場が、なかなか満杯にならなかったと。これによって、どうしても1時間以上の方々が利用する部分が、かなり落ち込んでしまったという部分が、この1年間にかけての、今年の8月10日からございましたので、11日から昨年ようやく駐車場が運営されましたので、ことしの7月、8月はかなり期待をしたんですけども、結果的には、やはり天候等ございまして、あまり芳しくない結果に終わっているというふう聞いております。

しかしながら、この駐車場につきましては、地区が長年待ち望みようやく完成しました施設でございますので、今後、利益ですとか、あるいは利便性の向上に向けて、庁内、また町内会及び商店街等とも協議させていただき、これから駐車場の収益の増加、そして、今後も現状分析を行ったうえで実態調査、検証を行いながら、駐車場の収益向上に向け取り組んでまいりたいというふうには思っております。

○議 長

1番 溝口君(登壇)

○1 番

引き続き、駐車場の運営についての質問をいたしますけども、今は自動発券機によって精算をしているわけでありませぬ。1時間は無料と、それ以降は料金が発生をしますが、私が聞いているのには、この1時間以降発生した後、無料パス券と申しますか、サービス券があると聞いていますけども、これはどういうふうな形態になっているのか。私の側聞したところでは、これはあくまで側聞でありますけども、フィッシャーマンズワープでは、2,000円以上お買い物をしたお客様に対して、こういったサービス券と言っているのか、無料券と言っているんですか。それを配布している。これ、私の側聞ですが、2,000円未満のお客様に対しても、配布をしているみたいなこともお聞きをしているわけですけども、一体、実態はどうなっているのか。そこら辺は、町として把握されているのかどうか。その点、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外 (農林水産課長)

ご質問については、2,000円以上の食事、お買い物をされたお客様には駐車サービス券をお渡ししておりますが、2,000円未満の買い物客には駐車サービス券は渡していないと伺っております。

○議長

1番 溝口君 (登壇)

○1番

これは、きのう古久保議員もおっしゃってございましたけど、私も全く同感でありますけども、この無料パス券というか、サービス券ですね。この発行分の全額になるか、また何割か。フィッシャーマンズワープのために、これは古久保議員もおっしゃってございましたけども、駐車場をつくったわけではないんです。これはあくまで町営の直営の駐車場であります。

これは、どれだけの数が入ったかどうかは調べればすぐわかるかと思うんですけども、こちら辺の無料パス券の発行分についての何割か、それをやはり、私はもうちょっと、今運営している運営会社と町とが協議をして、やはり何割かになるんか、全額になるんかわかりませんが、私は町に支払うべきであると、私はそのように思っておりますけども、町の考え方はどうなんですか。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外 (農林水産課長)

ご質問のありました駐車サービス券でございますが、昨年1年間の使用枚数は、1万3,900枚で、今後、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

○議長

1番 溝口君 (登壇)

○1番

発行枚数が1万3,000枚弱ほどの無料パス券というか、サービス券が発行されていると。そのことについて、これから協議をしてまいりたいとの、今の答弁でありましたので、これはやはり協議をしていただかないと、一般の町民のお客さんからも、これはやはり理解をしていただけないと私は思います。

当然、指定管理者は、和歌山南漁業協同組合でありますけども、そこがまた指定をし運営をしているのがフィッシャーマンでありますけど、少しストレートな交渉になるのか、それとも、ワンクッション間に置いての交渉ごとになるのかはわかりませんが、この点については、しっかりと協議をして、また報告をしていただきたいと思います。あくまでこれは、町営の直営の駐車場であります。この施設のためにつくった駐車場ではないということだけを肝に銘じていただきたいと思います。

それでまた、きのうも答弁で言うておりましたように、このフィッシャーマンズワープに対して、当然、理解はできるんであります。お客さんが来て、海水浴場のお客さんだけでいっぱいにされたら、ここのフィッシャーマンズワープで買い物したいお客さんが駐車することができないと。そこら辺については、少し配慮をしていただいて、少しの台数を取っているんやと。そのように、以前、町長が説明をされたのを、私、記憶しておるわけですけども。

きのう、古久保議員の答弁で、どういう割合やと言いましたら、6対4と言いましたので、私、反対に6割が一般客用で、4割がフィッシャーマンズワープの方かなと思ったら、反対に6割がフィッシャーマンズワープ用で、4割が一般客。これ反対違うのかな。これ、ちょっとおかしくないですか。あまりにも、あの駐車場百十何台のうちの6割がフィッシャーマンズワープ用に、優先的に。一般客用は4割ですよ。これ、ちょっとおかしくないですか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

現在の駐車場施設の区画分としては約6割、フィッシャーマンズワープ、湯崎漁港、漁協の施設なんですけども、その前に、建物の前の部分について、入り口から入ると、その前の建物のほうにとめられる台数と、入ってから左側、トイレのあるほうの部分を分けたところを6対4と。建物のほうが6割ということで、左が一般客用として4割ということで、夏場対応として行っておりました。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

いや、私、そういうこと聞いてないです。その6対4の比率自体がおかしくないですかと、私聞いているんですよ。当然、町営の駐車場でしょう。当然、フィッシャーマンズワープが商売をされているわけですから、そこら辺の配慮は、私は要るかと思います。そして、また料金や無料パス券についても、今後協議をすると、先ほど明確におっしゃいました。

その6対4の比率はおかしくないですかと私聞いているんです。その点、町長どう思われますか。この比率について、6対4というのを、きのう古久保議員も聞いて、それはちょっとおかしいん違うかというふうな質問がありましたけど、町長として、どう思われますか。この6対4という割合。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

私どもの中では、6対4というのは、決しておかしくないと思っております。日にちによりますけれども、当然、総合的に考えまして、花火大会の日とか、いろんなことを考えたときに、やはり4割でも十分その駐車場が、海水浴客のために運用できているということも検討しました。

6割が、やはりその周りの施設のレストラン等のお客様に開放すべきでないかという結論に至って、協議した結果、こういうふうな形になりましたので、さまざまなご意見はあるかと思いますが、6対4が決して間違っていたというふうにはとらえておりません。

しかしながら、今後、この比率につきまして、また異論等ございましたら、ご意見がございましたら、当然、指定管理者と協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

わかりました。町長としての今のお考えは、6対4でもおかしくない。このことを多くの町民の方に、私もお聞きしたいと思います。

それでは、進めてまいります。

これはもう聞かなくても当然かとは思いますが、去年の7月、8月に運営が始まって、年度末で年間の収支報告がマイナスの4,500万と、そういうような計上になったわけでありまして、ことしは台風等で、白浜町全体が落ち込んでいる。ということは、ここも多分落ち込んでいるかなと思うわけがありますけれども、去年の7月、8月の売り上げと、それでまた、ことしの7月、8月のこの売り上げ等の、そういった報告等は届いておりますか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

指定管理者に報告を要請中であります。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

どうですか。これは、今聞かなくても、最後3月の決算報告書で上がってくるかと思えますけれども、当然、予想としては落ちているというのが当たり前かと思えますけれども。

そして、また進みますけれども、6月議会でも聞きましたが、営業しているこの店舗ですね。たしか6つのブースがあると思えますけれども、これは全てフィッシャーマンの直営で行われているのかと、私、6月議会で聞いたわけではありますが、そのときはそうありますと。そういうふうに答弁をされていますけれども、これも側聞をした話であって、まことに申しわけないんですけども、ある店舗の従業員の方が、何か片づけものをしてほしいと、どういった内容か詳しいとこまでは知りませんが、話があった際に、私らはテナントで入っているの、そんなことまでする必要はないん違うかと。そんな話があったということを聞いたんですが、これは、そんなことは全くありませんね。直営方式でありますから、当然、この店舗は全て従業員として雇われているわけですから、テナントと、そういうようなものは絶対あたらないわけですね。どうですか、その点。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

指定管理しております和歌山南漁業協同組合の関係者で構成され、直営で営業を行っております。今言われましたことについては、ちょっと初めて聞くことでございます。一度、指定管理者に確認をしたいと考えております。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

こういった側聞したようなことが、もし本当でありましたら、これも国の会計検査が入った際には、大変な問題になると、そのことを申し上げておきたいと思えます。

最後に、前回6月議会には、時間がなくて、工事のことについてもお聞きできなかったん

で、あと5分ありますからできますから。

このフィッシャーマンズワープの建設工事の際は、大混乱をした状態で工事が進んだわけです。それは、なぜ大混乱になったかと。変更に次ぐ変更。また変更。しまいには、直接私がこの建設を請け負った業者の方にも、後で聞きましたが、今現在運営をしている和歌山南漁協が指定をして運営をしている、そういった方が来られて、直接設計事務所にこう変更してくれ、ああへんこうしてくれと、直接言うていると。おまえら何しに来とるのと。工事の邪魔で危ないから出て行ってくれと。そこまで言うたんやと。普通、常識では、公共工事そんなことあり得ん話です。あり得ん話が、実際、現実起こったんです。施工業者が、直接私に教えてくれました。こんなだったんやと。

当然、こんなことでしたら、工期もおくれて当たり前の話です。その結果、当然、そういった大混乱を経て、変更に次ぐ変更、また変更。その結果、今回の請負業者さんとの間で、精算時に大変もめております。今でも話を聞いておりましたら、まだ解決がしていないと。普通、変更するんでありましたら、変更契約をしていくのが当たり前でありますけども、そうではないんですか。普通、大体変更があれば、変更契約というのが当たり前だと思うんですけども、一切変更契約等はなされていない。これは、正常な状態の公共工事の進め方なんですか、どうなんですか。ここら辺は、もし担当の専門の町当局の関係の課の方があつたら、ちょっとお聞きしたいんですけども。こういった進め方は、正常なんですか、どうですか。教えてください。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

変更につきましては、予算もあることから、その中でやりくりするのが現状で、この変更契約をしなくて、その予算の範囲内で動ける場合であれば、軽微な変更については、その中でやっていかなければ、全て変更をかけて工事を実施するのは不可能であります。

大きなものにつきましては、変更をするということです。

○議 長

1番 溝口君（登壇）

○1 番

今回の、建設課長が答弁をしていただきましたけども、そういった軽微なものでありましたら、こうしておいてくれよと言うのが当然だと思いますけども、数千万円の変更であります。トータル合わせましたら。その変更契約なしに進んで、今、そういった施工を一生懸命やっていただいた業者さんとの間で、精算時において、いまだ解決に至っていないというのが現状であります。

そういうようなことから、この突貫工事の影響で、今後建物の補修が必ず発生するなど、私は思っておるわけでありまして。これも、施工した方から直接聞いた話ではありますが、これは本当の話であるわけでありまして、普通、内装工事をする場合、内側のセメントの養生期間として、最低10日から2週間ぐらい置いて、今度、内装のクロスを張ったりするわけでありまして、できあがったとたん、養生期間1日もおかずして、すぐ内装工事に入ると。そこでエアコンをガンガン、ガンガンかける。当然、クロスにひずみが、もう今現在も出ているそうでありまして。

そんな中で、また町として、補修の指定管理条例で、これは町持ちやという、そういった補正予算なり、そんな予算等が上がってきた場合、これは反対せざるを得ない。これは、今から、私は申し上げておきます。これは、私は反対します。そんな突貫工事で、またお金が、それが10万、20万だったらいいですよ。これ、何百万単位のそういった補修工事が出てきた場合、私が今から申し上げておきます。反対をします。こんな進め方をしておいて、後また、町が金を出さなあかんのか。また、町民の方に何を言われるかわからん。それ考えただけでも、説明のしようがない。

最後になりますが、この事業全体をはやり、気持ちはわかるわけであります。計画を立てたときに、このまうまくいけば夏の白浜の1年のかき入れ時の7月、8月に竣工してやれると。しかし、それありきで突っ走って、運営計画も準備も、あまりにも未熟な状態のまま、竣工して運営に突入して、その結果、わずか8カ月間の間で赤字決算を計上することになったと。やはりもう少し、これは余裕を持って、運営計画を立てて、それでやはりこの事業に着手すべきであったと。それについて、行政もその点については、そういった指定管理者に、これやっぱり進言すべきであった。

これは、向こうのお金でやって、町が許可を出すだけだったらいいですよ。これは、湯崎漁港の整備を含めて、今回のフィッシャーマンズワープを含めて、18億円のお金、全てこれは税金ですよ、これは。税金で投入しているわけですよ。

その点は、やはり行政として、必要なことであるからと。しかし、やはり運営の計画があまりにも未熟なこんな点であったら、進言するのもやはり行政の、私は役割、役目であると。それを突っ走っておいて、最後のつけが皆、町民に回ってくるんですよ。

このまま、去年の4、500万円の決算額、マイナス決算が出ました。また来年の3月になりましても、また60日以内に今年度の決算額が上がってくると思います。

ですから、今後、そうならないように、やはり町としては、進言すべきは進言すべきと、そのように申し上げて、一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上をもって、溝口君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 14 時 53 分 再開 14 時 59 分)

○議 長

再開します。

14番 丸本君の一般質問を許可します。丸本君の質問は一問一答形式です。

まず1番に、殿山ダムについての質問を許可します。

14番 丸本君(登壇)

○14 番

14番 丸本です。通告に従い、一般質問を行います。

今回の9月議会は2点について、通告しております。

1つは、殿山ダムについて。もう1つは、職員の給与・賃金についてであります。

最初に、殿山ダムについてお伺いさせていただきます。

殿山ダムは、昭和29年、県が関西電力に水利権の許可を出し、ダム工事が着工。30年後の昭和59年、最初の水利権更新がされ、今回は2回目の更新になります。8月6日と9

月2日、2度にわたり全協で、殿山ダム水利権更新についての説明がありました。

8月6日の全協での県の資料によると、水利権の許可期限が平成26年7月31日となっている中、7月25日に知事と面談し、意見書の回答を待ってもらっている中、県としては白浜町の回答を踏まえて、更新について判断する。なお、知事が判断するまでの間については、関西電力株式会社に対して、従前の取水条件により取水することを認めております。

河川法36条2項では、都道府県知事は2級河川について、第26条第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならないとなっております。

全員協議会では、県知事に白浜町として、意見なしと回答したいとの説明がございました。庁内検討委員会で意見書の回答について、協議をされたことと思います。なぜ意見なしと回答されるのか、ご説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

丸本議員より、なぜ意見なしと回答されるのかとのご質問をいただきました。

まず、今回の水利権更新につきましては、水利使用内容を変更することなく、なお引き続き水利使用を行う必要があるため、さらに許可期限の設定を求める期間更新のことで、いわゆる単純更新であります。

河川法第36条第2項の規定による地元自治体の長への意見聴取ですが、水利使用は地方公共団体の施策、たとえば地域開発計画、環境行政と密接な関連を有するものであることから、許可に際してあらかじめ関係地方公共団体の長の意見を聴取することとなっております。

なお、この地元自治体の長への意見の聴き取りにつきましては、あくまでも水利使用が、地方公共団体が行う施策と密接な関係がございまして、双方の事業内容の整合性を図るために、河川管理者が意見を求めるものです。

なお、地元同意もしくは合意形成は、単純更新の際の許可要件ではありません。また、水利使用の許可に必要なとされる審査基準に該当しないことから、河川法第23条、流水の占用の許可及び第24条、土地の占用の許可について異議ありませんと回答するものです。

ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この水利権の更新についての説明は、全協の中でもされておりました。

単純更新であるため、水利権の許可を出さざるを得んというのか、そういう感じに、私は受け取ったんですけど。

この8月6日の全員協議会の会場の場で、町当局は、昭和59年の第1回目の水利権更新のときに、最初、県知事に意見ありで出したが、どういうわけか同日付で異議なしとなった。意見を入れても知事は許可する。意見ありと言っても許可しますよ。それから、あなたのところと話をしませんとなったときに、この白浜町が一番困ってしまう。できれば実のあるやり方がいいのではないかと、このような説明がありました。

前回の昭和59年、水利権更新から30年経ちます。少子高齢化と過疎が進むこの日置川に、日置川の整備改修が進まない日置川大塔線、一体どのような実があったのか、答弁を求

めたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

ただいま、少子高齢化と過疎が進む。また日置川整備改修が進まないなど、実が町にあったのかどうかということですが、少子高齢化と過疎につきましては、水利権更新とは関係なく、いろいろな要因があったかと思われます。

第一産業の衰退が考えられます。特に、旧日置川町は古くから木材立町として町民経済の基盤は、すべて木材産業に依存していましたが、木材界の不況も1つの要因と思われます。

また、県事業の日置川河川整備改修や県道日置川大塔線ですが、一部用地の問題等で残念はしたものの、計画的に改修が進められています。

現在では継続的に田野井河川改修、日置川大塔線大古地内の拡幅工事、また、矢田地内の駅前付近の拡幅工事が予定されております。さらに、県道白浜久木線改修につきましても、事業化が決定されました。その他、維持補修工事等につきましてもご理解をお願いしているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

きのうの辻議員の質問やったんですか。日置川、日置駅上流ですかね。用地交渉が進められるという説明があったわけですけども、部分的には、事業は進んでいると思いますけども、日置川大塔線全体的に言うたらですよ。ほとんど進んでないように思うんですわ。

ですから、この同じ富田川筋を見ても、ダムもないのに、保呂から上の県道、ちゃんと整備が、今進んでおりますね。なぜかわからんのですけども、災害にしてもそうでしょう。上富田から生馬線へ、市鹿野へ行く河川の改修は、災害を受けて、ほんまにもう直すところがないほど改修できとるんですよ、これ。

しかし、生馬から川原谷、白浜町に入ったとたん、河川の改修もできてない。ほとんどできてない。一体、実があるのか、ないかというのが、どういう判断に基づいて、こういう説明をされたんか。全協ですよ。

これは、全協の中で、あなたのところと話もしませんとなったときに、町が一番困ってしまう。こういう発言もされているんですよ。一番、玉伝口から市鹿野、4キロほどあるんですけど。過去に何回か、通行どめに、長いときは1カ月ぐらい通行どめになったんですよ。果たして、実がどこにあったんかということ、私は疑問に思うんです。これは、水利権の更新と、私は関係なかったんじゃないかな。実が実際なかったんじゃないかなと、そのように思いますわ。

次、行きます。

全協の場で、意見ありと言っても、知事は水利権の許可を出すとの説明にあったが、その根拠はどこにあるんでしょうか。意見ありと県に回答出しても、更新の許可を出すという、その根拠の説明を求めたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

更新の許可出す根拠ですけど、先ほども町長からも答弁がありました。水利権の許可は河川法第23条と、これに関する土地の占有の許可第24条等にあたっては、基準に該当するかどうかを審査したうえで、許可を行うことができるというものでございます。

水利使用の許可の判断は、公共の福祉の増進、実行の確実性、河川流域と取水量の関係、公益上の有無などでございます。

審査項目といたしましては、水利使用の目的が現許可と同じか。取水口及び放水口の位置が現許可と同じか。また、取水量及び、使用水量で遊休水利権が発生していないか。常時使用水量の算定は適正か。工作物の位置は、現許可と同じか。また、占用面積は適正か。取水の条件として、河川維持流量は確保されているかなどがあります。

水利審査は、河川管理者が許可の内容を逸脱していないか確認するために、行われるものでございます。

また、河川法第32条の意見聴取とは、水利使用が地方公共団体施策、地域開発計画等と密接な関係があり、例えば、減水区間に水道事業が計画された場合、発電・水道双方の事業が競合する可能性があります。いずれか一方の事業に支障を来さないよう、河川管理者の調整が必要となるケースもあり得るため、意見聴取は単純更新であっても行われるものでございます。

このようなことから、要望書の内容が河川法第36条に該当しないためでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

意見ありと言っても、知事は水利権の許可をする。それから、あなたのこと話をしませんでしたとなったときに、町が一番困ると、8月6日の全協で説明でありましたが、県から町へ意見の照会が来ている中で、意見ありと回答を出せば、白浜町がどう一番困るのか。具体的な説明を求めたいと思います。

町が一番困ると、全協でこう説明されている。青山所長、白浜町が一番、どう困るんだと。具体的な説明、これを求めます。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

どう白浜町が困るかということでございますが、県に殿山ダム水利権更新に伴う要望書について、白浜町が意見ありと提出した場合は、県としてどのように取り扱うのか、確認をいたしました。

そのところ、河川法第36条に該当するかを、法的に基づいて粛々と審査をしますとのことでございます。しかし、この要望書からすると、白浜町が意見ありとすれば、法の解釈が間違っているか、法を守らないかになってしまいうところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

この全協の場での説明では、意見ありで出しても、知事は許可を出すとのことだが、全協

で配付された平成26年7月31日の資料では、県としては、白浜町からの回答を踏まえて、更新について判断することとしましたとの記述があります。県は意見ありでも許可を出すとは、どこにも書かれておりません。

県は白浜町の回答によって、知事が判断するのであって、意見を無視して許可するものではないと思いますが、このことについて、どうでしょうか。これ、またさっきの質問とちょっと重複するかもわかりません。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

先ほどと重複するかもわかりませんが、意見を無視して許可するものではないということですが、先ほど答弁もいたしました、白浜町が意見ありであれば、県は審査項目に基づいて、許可または不許可となるかと思えます。

その前に、県より河川法第36条の解釈について、白浜町に行政指導があるものと思われ

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

同じくまた6日の全協で水利権更新に対する町の考え、河川法36条によって、県から来ている意見の紹介に対し、意見なしの回答を出す考えであるとの説明がございました。

8月4日に来庁された水利権対策協議会の方々にも、一定のご理解をいただいたと説明されたと思えます。

また、9月2日に開かれた全協においても、対策協議会から一任されていると発言されておりますが、そこで確認しておきますのが、来庁された協議会の方々から、殿山ダム水利権更新について、意見なしという町の考えに同意されたと理解をしてよろしいのか。対策協議会清水会長ですか。8月4日に来られたときに、町長が町の考え、意見なしと県に出す考えやということをご説明された。一定のご理解をいただいた。また、9月2日の全協では一任されたと、このように説明されたわけですが、議員にです。

それで、水利権更新に意見なしという町長の説明に同意されたと、あるいは合意されたといいんですか。そう理解してよろしいんか。また、会長をはじめ、同行された役員の方、その方は、同意して帰られたと。県に意見具申するのに、意見なしと挙げるという、これについて同意されたと。このように理解してよろしいでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

8月4日に、殿山ダム水利権更新対策協議会の役員7名が来庁されたときのお話をさせていただきましたけれども、意見なしとの町の考えに同意を得られたということがあったかどうかというご質問だと思いますが、そのときの役員との協議の中で、町としては、今回の水利権更新は単純更新であることから、反対や条件を付しても効果の得られるものではないと考えることから、皆様からいただいたご意見、ご要望を条件としてつけて提出することとはならず、田辺市同様に、意見なしでの回答としたいと考えていることを申し上げました。

役員からは、やはり、この機会に思いを訴えたいですとか、水利権そのものにどうのこうのはない。あるいは、要望書提出後は町長に一任するというふうなご意見をいただきました。

その中で、私ができることは、やはり関西電力並びに和歌山県に対し、安心して安堵できる生活が送れるよう、これまで以上に、ダムの運用の見直し、そして、施設の改善等、皆様からいただいたご意見、ご要望を先頭に立ってできることから、速やかに実施していただけるよう要望していく、伝えていくことが一番、最重要であろうというふうに思っておりますし、そう申し上げたつもりでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、町長、今の町長の答弁というんですか。その説明を聞いた、長い説明でありましたけど、対策協議会来られた7人の方は同意されたという、2文字で言うたら、簡単に言うたら、同意されたという、こういう理解でよろしいですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

その時点で、役員の方々のご意見の中に、要望書を提出した後は、もう町長に一任するというのでございましたので、私としましては一任はいただいておりますけれども、意見なしで提出した後、やはり意見なしで提出する前に、できるだけ、今いただいている関電さんからの回答を、せつかく要望書を提出しているわけですから、関電さんに対しましての、その要望書につきましては、回答をいただきましたので、その説明会といいますか、これを地元の皆様にした上で、意見なしというふうな回答で、提出をしたいと現在のところは思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

町長、ちょっとくだいですがね。関電さんの回答、きのう辻議員の質問に対して、9日にあったと言うたんですか。それをもとに、説明会を開くと。こういう理解でよろしいんやな。

それとあわせて、説明会開くと、回答の説明会を開く。それは、それでよろしいんですけども、その対策協議会は同意されたと。同意してへんか、その辺、はっきり答えてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ですから、先ほども申し上げたように、要望書を提出した後は、もう町長に一任するというふうに、そのときに回答をいただいております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、8月4日以降は、町長に一任されたと。要望書を提出された8月4日以後は、

町長に一任されたと、こういうことですか。

これも、きのうの辻議員の質問と重複する部分もありますけども、この8月11日に、関西電力株式会社和歌山支店に要望書を渡しておりますが、回答は来ているのか、来ていないのか。また、いつ来るのかと。

町長、8月6日の全協の場で、地元の皆さんに対して、回答がもらえて、しかも地元に対して説明会などを、関電さんのほうに求めていって、納得のいただける答えがなされて、はじめて水利権の更新がなされるものだと思っておりますと、発言しております。

地元の住民が、関西電力の質問を聞いて納得しなかった場合、県に出してどのような回答なのか。対策協議会からは、4日に要望書をいただいた後のことは、町長に一任されていると発言しておりますけども、今も発言されましたね。

6日の全協の場で、地元の皆さんに対して回答がもらえて、しかも、地元に対して説明会などの関電さんのほうに求めていって、納得のいただける答えがなされて初めて更新がなされると。納得いただける答えがもらえなかったら、どうされるんですか。納得のいく答えとは、どういうものですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

まず1つ、昨日も辻議員からありましたように、回答書についてですけど、9月9日に関西電力和歌山支店の小村室長より、町長に手渡されました。

また、関西電力の説明が納得いかない場合、県にどのような回答を出すのかということですが、回答は河川法第36条の意見聴取は、水利使用が地方公共団体施策、例えば、地域開発計画等に該当するかどうかでありまして、意見なしになります。県へは意見なしと同時に、要望書の提出を考えておりまして、要望書に対して、誠意ある対応をお願いしていきたいと考えております。

また、要望書の説明に納得いかなかった場合は、必要であれば、継続して協議を求めていきたいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

回答に対して、納得のいかなかった場合、引き続き。

もう一度、答弁してください。

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

要望書の説明、近々、庁内対策協議会が開催します。その中で、回答について協議をしまして、その中で必要があれば継続して、協議を求めていくということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

地元住民からは、地区懇談会を開いた中で、意見、要望がたくさんありました。そのような中での白浜町の判断、意見なしは、順番がこれは逆ではないかということです。県と関

電のほうを向いていると、住民に見られるのではないのでしょうか。

関西電力を交えての地元説明会を、関西電力に求めていると思いますが、いつやるのか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

説明会の開催につきましては、先ほども町長からも言いましたように、町長からも説明会については求めているところでございます。

今回の開催ですけど、要望書の作成も区長会が中心となってきた経緯もありますので、区長会等への説明会を考えております。

また、いつ開催ということですけど、今のところ、一応予定はあるんですけど、また正式に決まり次第、また議員さんにも通知をしたいと思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、9月末まで県への回答は待ってもらっているんでしょう。10月に入ってからは、ちょっと県への回答、意見なしと出すという考えでしょう。9月末まで、回答出さずでしたら、9月中に、これ関西電力との回答を踏まえて、そして、地元説明会というんですか。これをやるべきだと思うんですけど。関西電力との間に、どうなってるんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

9月中に行う予定となっております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

8月11日に、関西電力和歌山支店支店長、戸神良章氏に提出した殿山ダム運用に関する要望書の中に、9項目の懇談会の開催について、現在、各地区を訪問して地区説明会を開催されておりますが、それとは別に、区長会等との定期的に懇談会を開催していただきたいと要望されております。

ここ数年関西電力が、地区説明会を開催しているのは聞いたことがないんですけども、各地区を訪問した、その地区名とか、どこで説明会を関西電力が開いたのか、その説明の内容とか、そういうのを聞かせてもらいたいんですけど。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

関西電力が各地区を訪問した地区名などですけど、殿山ダム関係説明会活動は過去、昭和33年、平成2年、平成9年の水害経験を受けまして、殿山ダムの放流やダム運用について、より理解していただくために活動を実施しておるものでございます。

説明会活動は、平成7年11月から実施され、平成14年度で20地域への説明会が完了しました。また、平成17年度から27年度に、もう既に第2巡目の説明会が完了しており

ます。次、3巡目ですけど、平成18年度より3巡目の説明会が開催されました。

年度と地区名は、平成18年度は、滝、市鹿野地区、19年度は、宇津木、大、玉伝地区、20年度は、向平、久木地区、21年度は、中島、安居、寺山地区、22年度は、ロケ谷、田野井地区、23年度、矢田、安宅地区、平成24年度は、6月26日に大古地区、そして、6月27日には塩野地区で説明会が開催されております。

これで、第3巡目の説明会が完了しております。

説明会の内容につきましては、水力発電所の概要、これは、ビデオ「水の恵を支える力」、それと、殿山ダムに関する説明ということで、殿山ダムの地震に対する安全性について。3つめとしましては、質疑応答及び、それと後、殿山ダムの見学会も実施されております。これにつきましては、三舞中学校、三川小学校、大塔中学校、それと振興局、白浜婦人会とか、あと白浜町役場についても、殿山ダムの見学会を実施しているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

私の記憶では、市鹿野何かでは、もう10年前後、そういう説明会がなかったように思うんですけども、現在、現在というたら今のことですわね。こういう書き方されたら、いつやったんやと。10年前後前に、市鹿野でたしかにありました。それで、もうこれ、もう10年、市鹿野でやってないでしょう、最近。10年ぐらい、やってないでしょう。こういう書き方されたら、こちらも何か、現在って、これいつのことかと。そう受け取るんですよ。

やられているのやったら、やられているでよろしいですけど、もう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

昭和33年に6門放流を受けて、大災害が発生、和歌山県議会に殿山ダム災害対策特別委員会が設けられました。その委員会に関西電力建設部次長丸山氏は、4門以上をあけることは全くないという説明は、確かに申し上げたと認めております。

この説明が正しかったかどうかは、日置川の住民の皆さんがよくご存じのことです。特別委員会会議録によりますと、10年間の雨量に基づきダム設計されているため、想定以上の雨量に対し、4門以上の放流をしなければ、ダムが対応できないということでした。

阪神・淡路震災後の平成7年4月26日に、日置川町議会が地震によって殿山ダム決壊、ゲートの破壊を含めたシミュレーションの実施、洪水の到達時、住民への周知方法を求めています。同年の6月26日の回答では、ダム決壊を想定したシミュレーションは必要ないとの回答が来ております。

地区懇談会の場合でも決壊を危惧する声が多く住民からありました。白浜町からも、今回ダム決壊シミュレーションの提出を要望しておりますが、満足いく回答が来なくても、やはり県に意見なしの回答をされるのか。

要望書の1番か2番に、このダム決壊のシミュレーション、これ殿山ダムについてですよ。関西電力に求めていると思いますけど、この件については、阪神・淡路大震災後に、日置川町からも、町議会からも、要望を出しておるんですけども、必要ないと。端的に言うたらですよ。回答が来るとるんですけど、これは地区懇の中でも、町長、一番声大きかってん。

この住民の一番心配しやるダムの決壊というのが、この回答書が来るとるという返事ですけど、どういう内容か、今、ちょっと教えられへんというような状況の中で、その回答が満足

いく回答でなかった場合でも、意見なしと、この辺についてどうなんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

まず、要望書ですけど、丸本議員言われるように、1番目に殿山ダムの総合的な検証、また2番目には、ダム決壊した場合のシミュレーションについてということで、要望はしております。

そして、満足いく回答がなくても、県に意見なしの回答を出すのかとのことでございますが、先ほどからも答弁させていただいておりますが、回答は河川法第36条に該当するかどうかでありまして、意見なしになりますので、その辺ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

殿山ダムについての質問を終わりたいと思いますけども、全協の場とか、この議会の場で、意見なしで出すと、対策協議会が同意されたら、そうとしても、私も6月議会からこっちに、殿山ダムの水利更新について、7月で切れるらしいけどどうなるとるんだと。こういう声が何人かからありました。

そんな中で、9月末まで待ってもらっているんやから。それで町長は、全協の場で、8月6日にされましたね。意見なしと回答したい。する考えやということをして全協の場でしたということ言うたら、それ何なんやと。何のための地区懇談会で意見を皆が言うたんか。要望したんか。こういう声が非常に多い。法的なことはどうであれ、町長、やはり意見ありと、意見なしで出すんでしたら、やっぱり地区説明会というんですか。こういうのを開いた上で、そして、住民にある程度の納得、同意を得た上で、納得していただいて同意を得た上で、県に意見なしと、こういう手順を踏んで、意見具申をする必要があるんだと、私はそのように思いますけど、町長の考えどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから、日置川事務所長も申し上げておりますように、今回の回答、意見なしといえますか、異議なしということに関しましては、河川法の第36条に該当するかどうかということでございますので、いずれにしても、この回答はできるだけ早く県のほうに提出をしたいというように思っております。

しかし、今現在、皆様方から、日置川の地域の方々からのいろんな地区懇談会等でいただいた質問あるいは要望を、関西電力さんにはもう今提出をして、そしてその結果の回答が来ているわけです。これを庁内の検討委員会の中で、もう一度精査をしたうえで、これではまだまだ十分ではないかということにつきましては、この説明会で皆様方のご理解を得られない場合、仮にもしあったとしても、これは、意見なしで回答した後も、県に対して、あるいは関電さんに対しても要望をしてまいりたいというように思っております。

先般も申し上げましたように、今回の水利権更新というのは、この殿山ダムの水利権更新に伴う要望書ではないということは、地域の皆様にもご理解いただいております。ダムの運

用に関する申し入れということで、ダム運用に関する申し入れ書、あるいは要望書ということで提出したわけでごさいます、それについては、かなり詳細にわたりまして、関電さんからは回答をいただいております。

それをまた今度の9月の中旬ぐらいに、今予定しておりますけれども、地元説明会とそれから、この中には区長会の皆さん、そしてまた検討委員会の皆さんにも協議会の皆さんにもご参加いただけたらと思っておりますけれども、そのあたりで、もちろん全てにおいて回答が十分であると。これはもう完璧だと、理想的な回答になっているかどうかは、これから皆様方にお示しをしないと、何とも言えませんけれども、いずれにしても、この回答については、やはりもし万が一、納得のいかない、まだまだ十分でないと思われる回答につきましては、我々としまして、要望書をもう少し踏み込んだ形で関電さんには、引き続き水利権更新が終わった後も、これからも要望をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

先ほどから、河川法のことをよく言うてましたけども、単純更新やから、意見ありで出してもあかんのやと。かいつまでんで言うたらですよ。こういう説明やった。しかし、町民は、あれだけ地区懇、7カ所で開いていただいた中で、意見、要望、この中で一番大きかったのは、決壊の心配する声や。法律より、町民は意見ありで出して、出したら何とかなるんではないんかと。そう思てる人が、私は、少なからずおると思うんですよ。

ですから、この9月末まで知事に待っていただいております。7月25日の時点ですよ。こういうご説明の中で、河川法はどうであれ、町民に納得してもらわなったら、いただくのが、これは大事なことや。

ですから、県知事に回答を出す前に、県知事に回答を出すのと、要望書を出すのを、同日で出すとかいう、関電さんが8月に書いておりますけど、もう回答来ておりますので、県にはまだ要望出してないでしょう。回答と一緒に出すんでしょう。

ですから、その前に、出す前に、町長やっばり町民に対して、説明会を開いて、そして納得していただいた上で出すべきや。このように思います。

もう答弁要りませんけども、この辺を、私は要望をして、このダムについての質問は終わりたいと思います。

○議 長

以上で、殿山ダムについての質問は終わりました。

次に、職員の給与・賃金についての質問を許可します。

14番 丸本君（登壇）

○14 番

次に、職員の給与・賃金について伺います。

現在、町の仕事をする職員は、正職員、嘱託職員、臨時職員で行政は進められていると思います。臨時職員であっても、正職員並みの仕事も任務も持たされている方もいるように思われます。

ところが、現実問題として、正職員と臨時職員との間では、賃金の格差、労働条件等の格差があると思われまます。平成27年7月4日、総務省自治行政局公務員部長名で、臨時非常

勤職員及び任期付職員の任用等について、通知がきていると思います。

昨年6月議会と、今年の6月議会でイベントに出た場合、また消防士が休日に訓練に出た場合の超過勤務手当てについて質問をし、一定の改善がされたところでございます。

今まで臨時職員の超勤手当については、質問はしておりません。そのような中、正職員以外の非常勤職員、臨時職員等には、時間外勤務を命令したことはあるのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

正職員と臨時職員との格差ということで、非常勤職員並びに臨時職員等に時間外勤務を命令したことは、あるか、ないかというようなご質問でございます。

非常勤職員、臨時職員ともに、原則時間外勤務を命じることはないように努めることとしてございます。しかしながら、そのときどきの状況によりましては、やむを得ずと言いますか、時間外勤務をお願いする必要もございまして、時間外勤務を命令したことは過去においてはございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

少なからず、ありますということですね。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

少なからずと言いますか、もうこれは最低限、できるだけ抑えてはおりますけれども、やむを得ず時間外勤務をお願いすることはあったというふうに認識しております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

台風等の災害で、水道の断水や、また洪水等により、災害が発生し、臨時職員さんも出勤したこともあったかと思えます。臨時職員さんの休日、時間外手当は出しているのか。あるいは、代休だけの処理をしていることはないのか。超勤手当を臨時職員さんにも出しているのか。あるいは代休のみで処置してあるかと。

この辺、どうですか。さっき、あったと言われましたでしょう、過去に。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の雇用につきましては、予算の範囲において、各担当課で行っているところです。

そういうところですが、原則臨時職員は、職員防災体制には入ってございませんので、災害時に出勤することはございませんし、私の記憶にないところでございます。

しかし、現場を受け持つ部署においては、やむを得ず臨時職員をお願いすることもあったかもしれません。

休日勤務につきましては、少なからずあるものと思われまますが、嘱託職員を含め、正職員

以外の職員に、超過勤務や休日勤務をお願いした場合には、原則、代休とせずに手当を支給するように通知しておりますので、各課で支給していただいていると思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

支給しているという理解でよろしいですね。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

原則、代休とせずに、手当を支給するようにという各課に話をしておりますので、各課で支給していただいていると思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

はい、わかりました。

正職員は代休で処理をしても有給であります。しかし、臨時職員は代休処理で処理をすれば、給料が減るように思うんですけども、労基法の37条に違反するのではないかなと思うんですけど、代休で処置はしてないんですか。

先ほど、超勤手当を出しておるとい話がありましたね。代休処理してあると、時間でもですよ。1日でも時間でも、2時間残業したとか、1時間残業したとか、そういうときに、1時間早く帰ってくれよとか。今度、1時間早く帰ってもらうて。こういう処理の仕方だけで済ましていいことはないかと。

昨年と一緒に。イベントに出た人に超勤手当を出してなかったと、そういう場合はないんですかと聞いているんです。そういうケースはないんですかと。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員の代休につきましては、原則発生しないように努めておりますが、各課で代休処理を行ったのであれば、週休日の振替措置でない場合や、あるいは労働基準法に定められる所定の時間を超過した場合は、超勤手当を支給しますし、深夜に及ぶ場合は、深夜勤務手当を支給するように決めていますので、各課で適正に支給されているものと思っております。

議員さんからご指摘をいただきましたので、そういう事例があるか調査をして、そういうことがございましたら、支給するように指示したいと考えております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

超勤は総務でわからんのですか。各課で問い合わせしてと、今、答弁がありましたけど。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

臨時職員につきましては、雇用もそうですけども、予算の範囲内において各担当課で行っておりますので、全て総務課で把握しているということではございません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

出してなかったら、これから出すようにね。法律にのっとって、やっていていただきたいと思います。

労働基準監督署の話では、現業職については、労働法36条により残業させる場合は、協定を結んでおかなければならないとのことですが、上下水道課、保育園、生活環境課の清掃センター、斎場が白浜町では、これに該当すると思いますが、三六協定を労使で結んでおるのでしょうか。

昨年の6月議会で、上下水道課において、当時の課長が協定を結んでいないと答えております。保育園については結んでいるとのことでしたが、清掃センターについてはどうなのでしょう。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

生活環境課にかかわる部分ですけれども、清掃センターに勤務する職員につきましては、昭和62年に労使による協定書を締結しておりますけれども、その後の見直しできておりません。

それから、生活環境課のサービス係に勤務する職員については、協定書は締結できておりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

上下水道課も、昨年の6月に結んでないという答弁されておるんですけども。

○議 長

番外 上下水道課長 堀本君

○番外（上下水道課長）

協定に向けて取り組んでございますが、現時点では協定を結んでおりません。

なお、臨時職員さんに関しましては、残業を命じる勤務形態等になっておりません。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

以前から、保育園の保育士さんは、正職員より臨時職員のほうが、職員数が多いと聞いております。職員全員と協定を結んだのか、どうなのでしょう。

正職が過半数を割る中、この保育園の協定書というのは、どこどこが結んだものか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番外（民生課長）

正職員、常勤嘱託職員さんは、組合に加入されており、非常勤職員、嘱託職員さんと臨時職員さんにつきましては、園ごとで、園長と代表の方との間で協定を締結してございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

そしたら、正職の方あるいは嘱託職員、そのような方は組合員ですね、たしか。ですけども、組合員以外の方が、特に保育園の中では以前から多いと、私は聞いておるんですけども、ほかの議員さんも皆、そのように理解されておると思いますけども、その過半数を労基署の話では、過半数を割る、正職の組合さんを含めた嘱託職員さんですよ。これらの人と代表者との間での協定書というのは、これ、結べんはずなんですわ。

今のご答弁でしたら、臨時職員さんの代表の方と園長さんですか。この労使協定を結んでおると思うんですけども、この臨時職員の代表というのは、代表という選考は、臨時職員さんの間で選出されたと思うんですけども、組織がないとこで、無組織の職員さんですね。臨時職員さんは。この代表の裏づけというのは、どのようにしてとれたんでしょうか。

○議 長

番外 民生課長 中村君

○番外（民生課長）

園ごとですけども、立候補による選任と推薦による信任という形で届け書を各園からいただいております。それで、労基署のほうへ届けております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

平成26年7月4日の総務省からの通知で、臨時・非常勤職員、労基法上の休暇等の中に年次有給休暇、39条らしいですけども、産前・産後休業65条、育児時間67条、生理休暇68条が制度として設けられていなかったり、法律上の規定を下回っているような場合には、法律の趣旨に合致するように、速やかに制度を整備すべきであるとの通知が来ております。

白浜町においては、臨時・非常勤職員の年休、産休、育休、生理休暇が制度として設けられておるのか、どうでしょうか。なければ、条例等で設けていくのか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

臨時職員につきましては、白浜町臨時雇用職員の報酬等の基準に関する要綱に定めており、非常勤につきましては、それぞれ担当課で管理する非常勤職員に関する要綱等で定めてございます。

ご質問の休暇についてでございますが、臨時職員につきましては、年次休暇は設けてございますが、その他は設けてございません。非常勤につきましては、年次休暇は設けてございますが、その他の休暇につきましては、それぞれ個々に定めているもの、定めていないものがございます。

条例等で定めていくのかとのご質問ですが、条例化につきましては、研究中でございます。

個々の条件が違いますので、今後とも検討して参りますが、当面は、それぞれの要綱等の中で設けるよう、できるものから早急に取り組むよう進めているところでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

今の説明で、正職員には条例上制度があると。しかし、臨時さんについては、要綱で年休があると言うたんか。しかし、産休、育休、生理休暇は設けてないという説明であったように思うんですけども、正職員には、この産休とか育休、このような制度が条例上あって、臨時職員には制度がないと。同じ職員であって、労基法が適用される同じ職員や、臨時職員、正職いうても、総務省から制度を設けなさいという通知が来とるわけや。

当白浜町にはそのような制度がないと。臨時職員にはね。そう発言されましたわね。この臨時職員に産休や育休がないのは、これ、労基法に違反してないんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

総務省からは、労働基準法の規定を踏まえて定めるべきであるとの技術的な助言がされているものであります。臨時職員に産休・育休がないことのみで、即時に労働法に違反しているということではないと認識してございます。

いずれにしても、総務省から助言されてございますので、できるものから速やかに制定すべく取り組んでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

白浜町には、正職員に、くどいようですが、労基法上の産前産後休暇、育休の制度がありますわね。今の説明では、臨時にその制度がないということや。労基法が適用される地方自治体は、法に基づき臨時職員の育休や産休を設けるべきではないんかと。今、取り組んでおるといのは、これ、どのように取り組んでおるのですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

今、臨時職員にはこういう休暇がございませんので、できるものから速やかにその要綱の中に入れていくように、要綱に制定すべく取り組んでいくということでございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

もう一つわからんのですけども、臨時職員にないものが、同じ労基法上の、労基法が適用されるんや、これ。地方公共団体。同じ労基法が適用される中で、何で正職にだけ産休・育休があるのか。なぜあるのや。そして、片一方になぜないのか。なぜあるか、その理由を説明してください。根拠法として労基法があるんでしょう。それに基づいて、育休・産休という制度が、この白浜町にあるんでしょう。労基法の中に、産休・育休という制度を設けなさい

いと、こういう臨時職員に設けなさいよという通知が総務省から来ているんや。そして、臨時職員にはないけども、正職にはある。それも要綱上やなしに、条例上あるんでしょう。なぜ、これないんな。そして、片一方になぜあるんな。その辺の明確なご答弁を。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外 (総務課長)

地方公共団体の職員は、地方公務員法に基づいて、手当とか休暇とか、条例で定めております。そういうことであるんですが、先ほど言われましたように、臨時職員には、今のところ、産休・育休の制度を設けてございませんので、総務省の指標に基づいて、できるものから速やかに制定していくということでございます。

○議 長

14番 丸本君 (登壇)

○14番

地方公務員法上に、産休・育休というのは設けなさいという、そこ書いておりますか。ちょっと答えてください。今、地方公務員法何条か知りませんが、期末勤勉手当とか書いているかもしれませんが、ほかの制度ですよ。地方公務員法上に、産休・育休制度を設けなさいと書いておりますか。書いてないのに設けてあるんじゃないですか。ちょっと、その辺、確認してください。

○議 長

休憩します。

(休憩 16時05分 再開 16時12分)

○議 長

再開します。

番外 総務課長 田井君

○番外 (総務課長)

地方公共団体の先ほどの職員の給与、勤務時間その他の勤務条件についてでございますが、これは地方公務員法第24条の6項に基づいて条例で定めています。

条例で定める内容は、国家公務員を例に条例で定めてございます。

○議 長

14番 丸本君 (登壇)

○14番

地方公務員法の24条の6項に基づいて、正職の産前産後とか、そういう条例を設けている。こういうことですね。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番外 (総務課長)

はい。一般職員のことを条例で定めているということでございます。

○議 長

14番 丸本君 (登壇)

○14番

24条の6項というのは、これは、条文、どこに書いておりますか。それに、条文と、それは正職のみにしか使えん条文なんですか。臨時職員に当てはまる条文ではないんですか。その辺、どうですか。

○議長
番外 総務課長 田井君

○番外（総務課長）

第24条の6項につきましては、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件は条例で定めるとなっております。

○議長
14番 丸本君（登壇）

○14番

それでしたら、正職のみの産休について、あるいは育休について、そうじゃないんじゃないですか。私は、なぜ正職の方だけ、産前産後休暇が条例で定められておるのか。その根拠はどこにあるのか。非常勤職員の産前産後、また育休はなぜ条例等で定められておらんのかと。この差を聞いておるんですよ。その根拠、24条の6項で、今言うたのと違うんじゃないですか、これ。何にも正職の産前産後休暇、私、正職員と臨時職員の差に聞くと、労働条件について聞くと。これ何にも、正職だけに定めというような条文ではないんじゃないですか。

今の説明やったらおかしいんじゃないですか。地方公務員法24条の6項、話おかしいんじゃないですか。

○議長
番外 総務課副課長 榎本君

○番外（総務課副課長）

臨時職員さん、非常勤さんにつきまして、一般職につきましては、地方公務員法のこちら、当然、役場の職員となりますので適用になりますが、過去の経過からも臨時職員さん、非常勤さんについては、白浜町では要綱で定めて運用をかけております。

これは、白浜町だけでなく全国的にも多い事例ではあるんですが、と言いますのは、いろんな休暇制度であったり、いろんなことにつきましても、臨時職員さんであったり、非常勤さんにつきましては、期間というものが定められてございますので、期間を定めた以上の休暇とか運用というのは、職員には適用されてきますので、その辺の整合性も1つはあるのかなとは思いますが、議員さんご指摘の条例に定めるという地公法の中で、これは全国的に今問題になっておまして、条例で定めるべきでないかということで、国のほうからも指導であって、今回、臨時職員のことにつきましても、国から指導をいただいているのは、そういう経過を踏まえての指導であると、助言であると考えております。

ですから、人事のほうでは、過去より条例化であったり、こういう休暇制度、そうしたものにつきまして、条例化して、指導のある部分については、適正に措置していくべきやということで、研究をずっと重ねておるということの中で、ことしの4月だったと思うんですけど、そういうことを踏まえながらも、今度は、地方公務員制度改革ということで、地公法自体が改正されてきていますので、そうしたことも踏まえながら、臨時職員さんを踏まえて、制度を改革していかなあかんというような考えで、ずっと協議を進めてございます。

ただ、議員さんからご指摘をございます部分につきましては、当然早急に臨時職員さんにも適用をかけていくべきであろうなという判断でありますので、できるものから速やかに適用をかけて、将来的には条例化という方向についても、早急な協議を進めていきたいと、このように思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

早急な協議を進めていくというのは、これは当然のことや。この前に、町長、総務省がことしの7月4日に通知来ているとさっき言うたでしょう。これ、平成21年にも同じような通知が来たはずなんですよ。

国の指導をそのまま放つとるわけやな、これ。その辺ですよ。榎本副課長から説明があったように、早急な対応というのか、取り組みというんですか。臨時職員さんが半年契約で、1日か、中をあけて更新されていると思うんですけども、5年働いても、10年働いても給料は一緒や、ほとんどね。

そのような中、待遇の差というのですか。労働条件、賃金を含めた労働条件というのは、昨年の6月の議会で、私、聞かせていただいたときに、40歳が平均と言うたんかな。そのときに、520万弱ぐらいの年収が、賃金があったと思うんです。臨時職員さんは、200万ちょっと切ったんや。3倍近い賃金差があった。プラスこういう差が、子どもを産むというても、もうやめな仕方ないような状況や。この辺について、総務課長田井さんが、何で正職さんにこの制度があるのか。地方公務員法24条の6項で、そんなの出てないんや、こんなの。法的根拠がないんや、これ。労基法上はあるんやで。労基法上の法的根拠はある。

しかし、労基法上の法的根拠をもとに、産前産後休暇をつくってるんやったら、臨時職員にもつくらなあかんのやで、これ。地方公務員法をもとにつくってあるという説明やな。それやったら、それが24条の6項には、そういうことをうたってないんや。

わかりますか。労基法上、設けてあるわけや。臨時職員さんにも、同じ法律を適用するんやったら、労基法を適用してつくっているんでしたら、つくるべきですよ。同じ産前産後休暇と育休制度は。

町長、答弁求めます。法的根拠があやふやや。労基法上の法的根拠やったらこれ、臨時、正職員両方ともに適用すべきよ。ちょっと法的根拠、町長に。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、榎本副課長からも答弁させてもらいましたけれども、やはりこの労働基準法上の休暇等というところにつきましても、特に、今、国からの指導ということで、これらの職員に対して、適用されるべき労働基準法に定める年次有給休暇、これは産前産後の休業、育児時間とか、生理休暇とかが制度として設けられていなかったり、法律上の規定を下回っているような場合には、法律の趣旨に合致するよう速やかに制度を整備すべきであるというふうにいわれておりますので、この辺は、今まで、なかなか労働条件の差といいますか、先ほどの待遇の差というのは、やはりあることはあるんですけども、その辺で整合性を図りながら、やはり条例化の方向で定めるべきものは定めていきたいと、速やかに研究をしてまいりたい

と思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

前向きな検討を、早急をお願いしておきますよ。榎本副課長も言うてたように、勤務形態も、ちょっと正職員さんと違いますわな。これは、私も認識しておるんですけども。

この年休について、臨時職員さんもあると聞いておりますが、1年分出ておるのですか。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

年休につきましては、臨時職員さんの雇用のした時期とか、そういう部分で個々に違ってはくるんですけども、議員さんのご指摘の労基法という部分については、それ以上と申しますか、それを下回らない範囲内で支給する要綱にしてございます。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

半年契約というのか、そうやと聞いておりますけども、年休の数が幾つあるかと、私、ちょっと不勉強で知りませんが、半年契約の中で、もしかして1年分とかやっぱり出とるように思うんですけども、そして、雇用形態が違うというても、休日1日入れても、更新、更新、更新で何年もいったら、これ、やっぱり継続を切るということは、ちょっと法的に、私、問題が出てくると聞いたことがあるんですけども。途中で、町の都合で雇用を切ると。5年も10年も、15年もいる臨時職員さんを切るで、こういうことができるのかどうかよ。20代から30代の方が、産前産後休暇をとるとというのが大半やと思うんですけど、こういう方に5年も10年もおった方は、赤ちゃんができるから、もう更新せんとか。そういうことが実際、法律上できるのですか、これ。

○議 長

番外 総務課副課長 榎本君

○番 外（総務課副課長）

議員さんご指摘の総務省から出されている平成26年7月4日、こちらの文書を議員さんもお読みになられたと思うんですけども、今、ご指摘いただいている部分が、地方公務員や地方公務員の中の臨時職員さんの雇用形態の中で、整合性であったり、いろんなご指摘をいただいて、議員さんもおっしゃるとおりの部分もございまして、臨時的任用職員の任期については、地公法第22条において、最長1年以内と規定されています。

ですから、臨時職員はおおむね1年内の存続期間を有するものとされているということなんですけども、6カ月更新で最長1年となつてございまして、1年で逆に言うとやめていただくかとあかんのかと。再度、雇用したらあかんのかということになるんですけども、やはりそれは、実情がありますので、そのときの評価をして、この人はよく頑張つていただけるし、町としても、また、ここへ正職員を人事異動でそちらへ持つてくることのできないので、臨時さんでお願いしたいという条件が、来年度もつながるのであれば、再度、お願いするという形になりますが、ただ原則1年でございまして、1年ごとで契約させていただくと。1年で期

限は一旦切れていますよという双方の意思確認をとっておるというのが、現状でございますし、国の通達でもそうしなさいというような形が示されておると思います。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

これで、時間も近づいてきましたので、質問最後にしようと思うんですけども、出勤簿についてですね。私、月曜日にちょっと見させていただいた部署が何カ所かあるですよ。

出勤簿というのは、白浜町においては、毎日朝出勤したときに、判子を押さなアカンようになっておると思うんですけども、部署によっては、押せてないところがたくさんあるように、思われたんですわ。思われるというよりか、実際、見たんです、私。

このようなことでは、出勤管理ができてないように思うんですよ。ですから、町長も知っているか、知っていないかわかりませんですけどね。私、開示請求したんですよ。それで、まだ手元に来てない中での話なんですけども、実際、8月9日の日には、白い部分がたくさんあった出勤簿があったんです。これらのことについて、町長、やっぱり改善していく必要があると、私は思うんです。まあまあ、何枚か見させていただいたんですけどね。あれでしたら、出勤簿て何のためにあるのやという感じなんですわ。ですから、タイムカードを含めて、過去にも三倉議員が2回ほど質問されたと思うんですけども、出勤簿の役割を果たしていない。現実には。

ですから、出勤簿あつての判子を押した出勤して勤務をやる。また、超勤やると。あれがまあまあ土台になるんやな。朝、押すやつが。押してない、ずっと真っ白のところがありました。その辺の改善についてですよ。タイムカードを含めて、何とか改善していくという方向に持っていかなくては、この辺で出勤簿については、町長、一般住民も白浜町は出勤簿ないらしいのと。出勤簿違う、タイムカード違うらしいのと。朝、行って判を押すらしいわと言うてよ。そのことについて、ちょっと疑問の声が出ているのを、私、何回か耳に入っとるんですよ。それ、今回ちょっと。

賃金、超勤のこととか、昨年からもう3回、4回質問をする中で、その辺の管理というのか、町長、改善していく考えはないですか。ちょっと最後の質問。これで質問、終わります。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

このタイムカードにつきましても、もう私が町長に就任してからも、議員さんからもいろんなご質問をいただきました。

以前から、導入についての意見をいただいておりますけれども、なかなかタイムカードの是非といいますか、一長一短、当然ございます。タイムカードのみをもって、超過勤務の時間を確認することは大変困難であるというふうに考えております。

時間外・休日・夜間勤務命令整理簿との併用とか、あるいは整合性が必要となることから、費用対効果、あるいはタイムカードの管理業務の業務量の増加等を考えますと、総合的に判断をしなければいけないというふうに思っております。

しかし、導入にはまだ至っておりませんが、今後、他の市町村の動向もありますけれども、職員の滞留時間を正確に把握するには、とても、タイムカードは有効だと思います

けれども、やはり費用の面、そしてまた、かなりの設備投資がかかりますし、今現在は、タイムカードにかわって職員カードとか、そういったものも導入しているところもございます。

今は、職員の残業時間につきましては、タイムカードがなくても、適正に、正確に申請が行われ、報告されておるといふふうに認識をしておりますので、今後の検討材料とさせていただきますというふうに思っております。

○議 長

14番 丸本君（登壇）

○14 番

これで、もう質問を終わります。

ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

本日はこれをもって散会したいと思います。

次回は9月12日金曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

次回は、9月12日金曜日、午前10時に開会いたします。

開会時間にお間違いのないようによろしくお願いいたします。

本日は、大変ご苦勞さまでした。

議長 岡谷 裕計は、16時32分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成26年9月11日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員

白浜町議会議員